

決算特別委員会会議録

日時 平成21年11月16日(月) 開会時刻 午前10時 7分
閉会時刻 午後 4時 3分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 清賢
副委員長 丹澤 和平
委員 中村 正則 皆川 巖 高野 剛 山下 政樹
鈴木 幹夫 石井 脩徳 堀内 富久 竹越 久高
岡 伸 金丸 直道 武川 勉 内田 健
河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 大沢 軍治 清水 武則

説明のため出席した者

公営企業管理者 進藤 一徳 企業局次長 西山 学
企業局総務課長 山下 正人 電気課長 石原 茂

知事政策局長 平出 亘 知事政策局次長 安藤 輝雄
知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭 政策参事 八木 正敏
政策参事 原間 敏彦 広聴広報課長 堀内 久雄
行政改革推進課長 市川 由美

福祉保健部長 小沼 省二 理事 清水 享子
福祉保健部次長 古屋 博敏 福祉保健部次長 杉田 雄二
福祉保健部参事 水谷 均 福祉保健総務課長 三枝 幹男
監査指導室長 前嶋 修 長寿社会課長 桐原 篤
国保援護課長 山本 節彦 児童家庭課長 清水 郁也
障害福祉課長 深尾 嘉仁 医務課長 山下 誠
県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英
健康増進課長 荒木 裕人

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典
農政部技監 石川 幸三 農政部技監 西島 隆
農政総務課長 杉山 正巳 指導検査室長 原田 育生
農村振興課長 有賀 善太郎 果樹食品流通課長 樋川 宗雄
農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇
花き農水産課長 深沢 和人 農業技術課長 赤池 栄夫
耕地課長 加藤 啓

観光部長 中楯 幸雄 観光部次長 山田 幸子
観光企画・ブランド推進課長 八巻 哲也 観光振興課長 小林 明
観光資源課長 塩谷 雅秀 国際交流課長 窪田 克一

教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀

理事 藤原 一治 次長（総務課長事務取扱）鷹野 勝己
福利給与課長 古屋 成和 学校施設課長 芦沢 一
義務教育課長 佐野 勝彦 高校教育課長 奥田 正直
新しい学校づくり推進室長 松谷 莊一 社会教育課長 大堀 修己
新図書館建設室長 篠原 昭彦 スポーツ健康課長 相原 繁博
学術文化財課長 三枝 仁也

会計管理者 中村 康則 出納局次長（会計課長事務取扱） 山本 一
管理課長 樋口 雅行 工事検査課長 加藤 公平

警察本部長 西郷 正実 警務部長 小澤 富彦 刑事部長 日原 清貴
交通部長 廣瀬 文三勝 警備部長 三枝 昇
生活安全部長 深澤 俊樹 首席監察官 青木 雄二
総務室長 小沢 志郎 会計課長 有泉 辰二美
警務部参事官 門西 和雄 生活安全部参事官 清水 徹
刑事部参事官 進藤 文芳 交通部参事官 小林 茂樹

人事委員会事務局長 土屋 正文 人事委員会事務局次長 横森 公夫

監査委員事務局長 佐々木 正彦 監査委員事務局次長 成島 秀栄

労働委員会事務局長 高橋 哲朗 労働委員会事務局次長 清水 久幸

議会事務局次長 秋山 裕一

議題 認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成20年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の結果 議案については、いずれも認定すべきものと決定した。
なお、認第1号議案については、附帯決議を付すことを決定した。

審査の概要 認第2号議案について、午前10時7分から午前11時3分まで福祉保健部（病院事業）及び企業局関係の総括審査を行い、認第1号議案について午前11時23分から午後2時15分まで知事政策局、福祉保健部、農政部及び観光部関係（午前11時52分から午後1時3分まで休憩をはさんだ）、午後2時34分から午後3時40分まで教育委員会、出納局、警察本部、人事委員会、議会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局関係の総括審査を行った。

審査終了後、まず認第1号議案について採決した。その後、委員から、委員会報告書に附帯決議を付するべきとの動議があり、休憩をはさみ、附帯決議の委員長案を事務局に配布、朗読させ、採決した。続いて認第2号議案を採決し、午後4時3分閉会した。

主な質疑等 病院事業、企業局関係

（中央病院建設に対する投資について）

小越委員 県立病院のことについて、まずお伺いいたします。

先日、総資本回転率のことをお伺いしました。そのときの御答弁によりますと、県立中央病院で平成16年度0.21、北病院0.34、平成19年度中央病院0.

31、北病院0.33でした。今後も0.42、0.39という数字でしたけれども、御答弁の中で総資本回転率は不似合ではないかという話がありました。例えば広島県の平成19年度の監査委員の意見書によりますと、しっかりと総資本回転率のことが載っております。そして、広島県におきましては、総資本回転率は山梨県よりもずっと高くなっています。19年度におきまして0.61、18年度でも0.58です。広島県のこれによりますと、18年度の全国平均は1.58となっています。それに比べますと、県立病院の19年度の0.31というのは余りにも低い数字だと思います。

分母になる総資産が大き過ぎるため、分子である医業収益が少しふえても変わらない。民間病院では考えられない数字だと思います。もっと少ない資本で同じぐらいの医業収益を上げている病院も確かにあります。

そもそも、この総資産、大きな病院をつくったことに大きな問題があると私は思っています。昨年、県立病院の特別委員会を開きました。その中で、1床7,000万円かかったと御答弁がありました。特別委員会の席上、室長は、眺めのよい病院だからという御答弁がありましたけれども、税金でつくる病院です。なぜこんなに高額の病院建設になったのか、再度お伺いします。

篠原県立病院経営企画室長 今回の質問でございますが、まず1点だけ修正させていただきたいのは、県立病院をつくって1床7,000万円という数字を出しましたが、患者さんが外を眺められて、医療効果がある、気持ち的にも健康的になるということで、決して眺めがいいという話ではございません。

それから、今の質問の中で、総資本回転率につきまして指摘がございましたが、確かに、この前言いましたように、その数字につきましては、当県では統計上出しておりません。今、広島県の例を出されましたが、この前話をしましたとおり、売上げを総資本で割るという数字で、確かに16年度の数字は0.21という数字になりますが、この数字がいいか悪いかという議論につきましては、当県では過去もこの数字につきまして精査をしておりませんので、いいとも悪いとも結論がつけられません。

ですけど、最終的な質問であります、この大きな資本をかけた病院がよいか悪いかというのは建設時点の議論でありまして、現在に引き継がれても、今現時点で悪いかからといって資本を半減するわけにはいきませんので、今の病院を最大限有効活用して適正な医療を施していくことが基本だと思っております。

小越委員

その高額の病院建設になったときの教訓や反省がないと、次のときに大変なことになると思っております。以前、私は病院会計について、40億円もの現預金があり、給料を差し引いても資金ショートは起こさないくらいある、でも、なぜ借金をするのか、なぜ起債を起こすのかと質問しましたら、そのときの医務課長が、地方交付税措置されるから起債したほうが、現金預金があったとしても有利だと。建設費用の起債は、元利償還金の40%が地方交付税で措置される。こういう考え方が、国が進めてきた公共事業の誘導策そのものだったと思うんです。このことで、全国で公共事業がどーんとやられて、今、すごい借金が地方自治体に覆いかぶさっています。ここに負担を苦慮していると思うんですけど、いかがでしょうか。教訓というものがなかったら、次に発展しないと思うんですが、いかがですか。

篠原県立病院経営企画室長 確かにおっしゃられるように、過去のを整理して、新たに、時にはそれに対応していくことが当然でございますが、今は制度として、それがいいか悪いかの問題ではなくて、県民の負担を減らすためには起債制度を使って、補

助金に類似する地方交付税算入ができる施設をつくっていくということも現時点の政策としたら間違いでないと思っています。

小越委員

あくまで多額の病院をつくったことに教訓や反省はないということですよ。知事の政策の中に県債残高の削減があります。知事の昨年講演の中に、県の借金はいろいろあります。1つは、公共事業に占める県債、これが大きい。次に、企業債といって、地方公営企業の借金が753億円あります。例えば県立中央病院は主に企業債を財源に新しく立派な施設をつくったわけですが、その借金が残っています。この言葉のもとには、多分山梨県行政改革大綱があります。その大きな柱の中の最初に県財政の改革があり、それが6本あります。その中で、医療や福祉、安らぎという言葉ではなく、お金のところに病院のことが書いてあります。平成19年12月の山梨県行政改革大綱の中にある病院事業の経営改善、それをモットーに多分、20年度の3月に独立行政法人化することが望ましいという答申を受け、それを進めてきたんですが、そこにはこう書いてあります。病院事業の経営改善の取り組みを進めますと。一番最初に新たな経営形態の導入、新たな経営形態を導入し、コスト管理型経営を確立するとともに、収益確保、費用削減を徹底します。ということは、知事も含め、この県立病院のやり方は、コスト管理型の経営をするために独立行政法人に変えようということだったのではないのでしょうか。

篠原県立病院経営企画室長 確かに、今おっしゃるように、経営健全化を目指すのが片方の理論といたしますと、今の高齢化社会の到来や医療制度の改革など、医師・看護師不足などの病院を取り巻く環境が大きく変化している中で、やはり県民の医療を守るためには、根底をなすところを改革しなければならないということがまず1つありまして、その上で両輪として経営改革もしていかなければならないという、その2点に立って今回の経営改善に取り組んでまいりました。

小越委員

この間の経過から見ましても、県立病院の県民の医療をどうしようかという観点よりも、お金のことだったと思うんです。そして、県立病院特別委員会が開かれたときに減価償却の問題が非常に大きな問題になりました。減価償却がなければとんとんではないか、ちょっと黒字が出るのではないかという質問もありましたけれども、ずっと減価償却を除くことはできないとの答弁がありました。今、体力のあるうちに経営を立て直すと言っていました。しかし、今になったらこの減価償却の話はどこかに行ってしまう、平成19年度末累積欠損金136億円もどこかに行ってしまう、独立行政法人にすると経営の問題もなくなりますというような話になっています。前の特別委員会の中では、あくまで体力のあるうちに経営を立て直すとお金のことが先行されての発言が多かったと思いますが、いかがですか。

篠原県立病院経営企画室長 確かに今までは、現在もそうですが、公営企業法の一部適用という部分で予算の管理をしております。ですから、今度、地方独立行政法人法になりますと会計の基準が変わるという中で、最初の年、19年度では136億円という負債がございましたが、それは会計基準が変わることによりましてなくなることとはそのときにも説明させていただきました。確かにぎりぎりのラインで、現金とすれば年度を越えるときに40億円近くありますが、それは、支払いのお金などが残っているということで、現金収支では多少なりとも黒字になっている、3、4億は黒字になっている中で毎年過ごしてきました。これはまた、その制度が変わって、そこが非常に疲弊してくると、当然、歳出がふえるということで赤

字に転落するという危険をはらんでおります。抜本的な経営改善をしていくという中で、新たな県立病院経営形態検討委員会や議会の県立病院あり方検討特別委員会、それから県政モニター、タウンミーティングなど、そういうものを総合的に判断する中で、昨年11月に知事が地方独立行政法人の特定型、公務員型の地方独立行政法人に移行する決断をされました。それに伴って、その会計基準で十分に黒字が出るように、政策面を整理して進めてまいりたいと思っています。

小越委員

この病院の行政改革の2つ目のところに、診療科別経営分析等の活用によるコスト管理型経営の確立とあります。その中で、診療科別、疾病別のコスト把握など、病院情報管理システムをつくるのですが、政策医療と一般医療の収支状況の把握をし、コスト管理型の経営を確立しますという答弁でしたが、先日の審議の中では、病院の事務長から、風邪などではかかってもらいたくない、重症の患者だけを県立病院で診るべきではないかというお話がありました。ということは、この診療科別、疾病別を含めて、もうかるところを最優先にして、コストがかかるところはだんだん切っていくという方向に進むではありませんか。

篠原県立病院経営企画室長　そこにつきましては、前回、中央病院の管理局長が説明をさせていただきましたが、内田委員から御質問のあった、診療科別にどのくらいかかっているのかということは、今整理をさせていただいて、後日資料は配付させていただくという答弁をさせていただいたと思っております。

ですけど、9月議会で御議決をいただきました目標につきましても、その中で決して医療を切っていくということではなくて、新たな医療に取り組むと同時に、これまで以上に県民に信頼される最先端の医療はもちろん、局長が回答した話につきましては、現状も理論的にはそうなんですけど、今、中央病院にしても北病院にしても、風邪から何から来た患者さんにつきましてはすべて受け入れて治療しておりますので、決してそのようなことはないと思っております。

小越委員

ないと思っていますと言いましたが、先日、審議の中でそういうふうに管理局長がおっしゃっておりましたので、私はそこにこの行革の中のねらいがそのままそっくりあらわれていると思います。

1床7,000万円の建設について再度部長にお伺いしたいのですけれども、昨年特別委員会のときに、なぜつくられたのかという質問に対して、部長は、時の為政者の判断ですと、私たちは関係ないというような答弁をされていましたが、今もそう思っているのか、再度御確認したいと思っております。

小沼福祉保健部長　当時病院を建てかえるか否かは、諸般の事情を踏まえて、当時の為政者が判断したと思っております。

小越委員

もうこのところは論議が展開していかないのですけれども、この問題については、大きな教訓や反省もなく、責任もなく、そして、どうしてこんな大きなものをつくったのかをやはり今後の教訓にしていかないと、また同じ轍を踏むと私は思っています。それがなく、昨年審議の中では経営の効率のことが最優先され、行革大綱にあるとおりに経営形態を導入するということは、コスト管理型にする、独立行政法人は経営効率を最優先にするということだと思っております。審議の中でも病院管理局長が風邪などは診る病院ではないと言っているように、このままでいきますと不採算医療がなくされ、そして、もうかる医療だけ、高度、特殊な医療だけに特化していくのではないかと非常に心配しております。県民医療が後退する中身となっており、この問題について私は承認することができませ

ん。

(地域振興事業について)

内田委員

それでは、地域振興事業について何点かお伺いさせていただきます。

丘の公園の清里ゴルフコース、それからアクアリゾート清里、オートキャンプ場、それからまきばレストラン等の運営をしているのは、実質的には指定管理者制度が導入されておりますから、当初はたしか3社だったと思います。その後、私の記憶ですと、山梨交通を除く2社は倒産という形になってはいますが、まず、その状況について説明してください。

山下総務課長

今、御質問がございました指定管理者の概要でございますけれども、当初、ウインワールド、山梨交通、セラヴィリゾートの3社で、新しい株式会社清里丘の公園を設立いたしましたして、指定管理を受けていただくということになりました。その後、ウインワールドは株式会社KSSという会社になりましたが、その後、破産をいたしましたして、現在は、ウインワールド、KSSともに丘の公園から撤退をし、今は文教という新しい会社が引き継ぎまして、これが1社です。山梨交通はそのままです。セラヴィリゾートはその関連会社でございますセラヴィリゾート泉郷という会社が引き継ぎ、その3社で清里丘の公園という指定管理の会社の株を現在保有して経営をしていただいております。

内田委員

そうすると、2社については、まさに株主がかわったということですよ。株式会社清里丘の公園は、当初3社が1つになって会社をつくって、指定管理者制度に基づいて参入をした。ところが、そのうちの2社が破産をした。あるいは、多分セラヴィについても、非常に調子がよかったけれどもまさに下がってきて、感覚的には倒産と同じような状況だと思う。一般の県民から見ますと、指定管理者制度を導入して丘の公園の経営が始まったが、その3社のうちの2つが傾いてしまったと。一時期山交も危ないという情報が流れたときがあって、どうなるのかなという心配がすごくあるんです。それについて、経営者というか、会社がかかわったのにそのままの状態にいるというのは、逆に考えると、新たに指定管理者制度を導入するときに、こういう形のところはちょっと遠慮してもらいたいということにはならないですか。我々の感覚だとそうなんだよね。でも、それが県の側には全くないように私には見えるのだけれども、どうですか。そんな危ないところには任せないですよ。

山下総務課長

当初、指定管理を平成16年から10年間という約束で丘の公園にお任せしたという経緯がございまして、当初、3社のそれぞれの特徴を持ち寄りましていい経営をしていただいております。ここ4年間は、最初の3社が持ち寄りましたノウハウで経営をしていただいております。その経験に基づきまして、ウインがKSS、セラヴィリゾートが泉郷になったという変化は、十分ノウハウを取り込んだ新しい丘の公園が独自の経営をするということで、KSSが手を引いても、最初の私たちのほうで期待をしていた経営はしていただいているものと理解しています。

内田委員

当初の指定管理者制度を導入したときに、3社がそれぞれ持っているノウハウと今言いましたよね。例えば山梨交通についていえば、人を運ぶということだろうと思いますよね。それから、セラヴィについては、恐らく名古屋のほう、愛知県が本拠だったと思うから、向こうの、中部圏のほうの観光の人たちを山梨へ連れてくる、小淵沢あるいは清里へ連れてくるというものがあったと思います。それから、ウインについては、スポーツジムを持っていたということで、健康志向

みたいなもの、多分そういうことを言っているのかなと思うのだけれども、それはしっかりと受け継いでいると。文教という会社はKSSから名前が変わっただけではなく、引き継いでいるということですよ。

山下総務課長

KSSが保有していた株を、破産したものですから、どなたかにということで、当初、**小林社長**のほうで一時預かりのような形で持っていたのですが、文教さんという会社が株を保有する形に、この秋からなりました。

内田委員

これ、ノウハウという言葉を出すと、ウインが持っていたものをそのまま引き継いでいるということであれば、確かにそういうことになるかもしれないけれども、我々にとってみると、会社がたん倒産して、あるいはうまくなくなって引き継いだ会社があったという状況では、当初考えていた清里丘の公園を運営していくということにはちょっと危ないのではないかなというものがやっぱりつきまとうんですよね。そういうものはぜひ払拭をしていただきたいと思います。だって、明らかにはなっていないじゃないですか。一般的には文教という会社自体の存在だってわからないわけでしょう。何をやっている会社なのかかわからないけれども、とにかく株を売るなりなんなりして経営がかわったということだけでしょう。そういう中でノウハウはしっかり受け継いでいると言われても、16年から10年ということは26年まであるわけです。そういう心配が我々を含めた県民の側には絶対あると思うんです。それについてどうですか。

山下総務課長

委員にもご指摘いただきましたけれども、それぞれの特徴を持ち寄りまして、この間も社長のほうからも報告がありました。高速道路1,000円の効果というものもあり、中部圏からのお客さんがたくさん来ていただいているということで、十分生かしているなど、これからも同じように生かしていただきたいと指導したところでございます。

内田委員

ちょっと説明だけしてもらいたいんだけど、さっき文教と言いましたよね。この会社は山梨大学の医学部の食堂に絡んでいる会社ですか。

山下総務課長

そうでございます。

内田委員

そうすると、株式を譲渡したからということだと思ってしまうけれども、ウインという会社は、さっき私が言ったように、もともとが健康志向で、ジムを経営したりという会社だったですよ。そういうものをアクアリゾートの中で生かしていくということで、多分それぞれ特色を持った会社が集まってやったのだけれども、私が理解するものとはちょっと変わってきていると思う。ノウハウという言葉で説明しようとするけれども、本体はちょっと違ってきているのではないのですか。ノウハウとは何のことを言っているのですか、しっかり受け継いでいるというけれども。

山下総務課長

アクアリゾートでの健康教室でありますとか、プールを利用した地域の婦人向けの健康志向の教室などで、ウインの持っていましたものを受け継いでいると理解しています。

内田委員

私にもよくわからないからこの議論はこのくらいにしますけれども、とにかく我々の心配しているのは、10年間という年限を切って指定管理者制度を導入したわけです。一般から見ると少なくとも10年間は倒産をしたり、破産をしたの

では困るわけですよ。そういうところをしっかりと見ないと。今になって言うと、本当は、当初そういうところが見抜けなかったことがやっぱりミスだと思うんです。10年もたたないうちに2つの会社がひっくり返ってしまったということはまさにそうです。そういうところが甘いということなんですよ。特にセラヴィについては、小淵沢のほうへたしかオープンしたのがあります、そのときに浄化槽か何かの関係で問題を出しました。セラヴィがその後すぐ出したんですね。そういうのを覚えていないですか。そんなことも含めて、しっかりした運営をしていただきたいと思います。

それで、この地域振興事業に関しての不良債権というか、負債はどのぐらいあるのですか。

山下総務課長 62、3億円だと思います。

内田委員 そうすると、63億円として、それは、当然、返済の計画を立てているはずだけれども、どういう計画で、何年で返していくという計画を立てたのですか。

山下総務課長 原資としましては、指定管理者からの納入金が1億5,000万円ございまして、これを県有林の地代のほうへ六千数百万円払いました。その残りの中から当初6,000万円ずつは返せるという見込みでありましたけれども、施設の老朽化等もございまして、20年度はそちらへ回る分もございました。そのようなこともありますので、6,000万円ずつ100年で解消、当初はそういうところで始めさせていただきました。

内田委員 これ、我々も了承してここまで来ているのだけれども、アメリカの判決でよく懲役120年とか出てくるのと同じようで、この中で100年後だれも生きていないんだよね。要するに、100年で返しませうという、すごくばかげている議論をしているのだけれど、時代が変わって山梨県も多分その時代はなくなっているよね。そういう議論をここでするのが非常に悲しいのだけれども、例えば6,000万円ずつ100年をかけて返すという計画を立てるしかないということだと思っただけけれども、林業公社のときも同じような議論をしているけれど、こういうのを返済計画と言えないと思っただよね。普通はお金を借りたものを返していくというのは、10年とか15年です。だって、住宅ローンだってそうでしょう。100年の住宅ローンを組みましたなんてことは聞いたことがない。あり得ないのだから。そういう感覚はないのですか、計画を練って出すときに、100年間をかけて返していこうと。

山下総務課長 丘の公園の事業が始まったときは、指定管理ではなくて公社がありまして、そこで経営していましたが、そのときには電気事業のほうからの長期借入れを返済するところまで事業が行きませんでした。それで、せっかく地域振興のための事業を大きな金をかけて始めたものですから、このままではいけないなということで、100年が正しいとは思ってはいませんが、最大限今の施設を利用させていただくとすれば、これしかなかったのかなと考えております。

内田委員 指定管理者制度が始まって、私の記憶だとたしか2年ぐらいたったときに、コースのカート道が傷んできた。あるいは、あそこはたしか終わってから着がえたりしてふろに入りますが、そのふろの中に大きい石があったり、あるいは躯体が崩れかけてきたりということで修繕をしなければならぬという問題が生じたよね。轡さんという社長さんから直接お話を伺ったことがあるのだけれども、

修繕にもかなり莫大な金がかかるんですよ。そういうものをどっちが負担するのかという問題が出てきたことがあるのだけれども、あの施設は年数がかなりたっているから、当然ゴルフのコースにしても、あるいは温泉の施設にしても、いろんなところが傷んでいきます。そういうものの修繕費は、さっきの話だと、1億5,000万円の中から、林務からの借入れを6,000万円払うわけですよ。そうすると残った部分から手だてをしていくということだけれども、修繕費は年間どのぐらい見積もっているのですか。

山下総務課長

当初、指定管理をお願いしたときの修繕の区分が、最初の指定管理者制度だったものですから、なかなか見当もつかず、今になってみると指定管理者のほうへの負担が大きくなっていました。

それで、ことし、見直しをするという5年目に当たっておりますから、見直しをしなければいけないなということで、今、委員がおっしゃったとおり、だんだん軀体もいかれてきましたし、経年劣化ということも十分考えられますので、ほかの指定管理で、60万円を境に指定管理者と所有者の区分をするというような決め方が出ましたので、それを参考に見直しをさせていただいて、ある程度、1,000万円ぐらいを限度に企業局のほうで修繕をしなければいけないと考えています。

内田委員

今の内容がちょっとよくわからない。もともと、3社と指定管理の契約を結びましたよね、そのときに、修繕費についてはどうするという契約を結んでいたのですか。

山下総務課長

当初は60万円という数字は挙げずに、例えばなにかが壊れたときに、それがどのくらいの価値があって、修繕にどのくらいかかるかということで、100万円の価値のものが50万円を超える修繕費がかかるときは企業局が負担、そうではなくて、100万円のものが30万円ぐらいで直るのであれば、指定管理者のほうで修繕をしましょうという協定書になっていました。

内田委員

よくわからない。では、例えばカート道が傷んでしまって、2,000万円ぐらいかかったときは、県が負担するという契約があったということですか。

山下総務課長

1つの施設というか、例えばカート道が1,000万円かかって、500万円以上かかるようだったら、こちらが見ます。

内田委員

1,000万円かかって、500万円以上かかるというのはどういうことですか。

山下総務課長

もともとの価値の半分以上かかるような修繕であれば、企業局がやりますという契約、協定に当初はなっておりました。

内田委員

そうすると、年数がたてば当然傷みはふえていくはずだから、例えば5億円かけなければならないような修繕の場合も、2億5,000万円は指定管理者のほうが出すということなのですか。

山下総務課長

2億5,000万円というような、そこまでの高額な修繕というのは考えていませんでした。協定書のとおりにお読みいただくとそうですが、1つで5億円、何億というようなものはありませんから、それは考えていなかったと思います。

内田委員

だけど、資産を今の価値で評価すると、すごい資産評価が出てきますよね。指定管理者というのはそれをその状態で借りて、1億5,000万円を借りて運営しているわけでしょう。そうすると、本体が傷んでくるということは当然あると思うんですよ。億単位の修繕が必要ということはあり得ると私は思うのだけれども、それが無いという前提で契約を結んだということ自体が、おかしいと思う。指定管理者制度そのものについての深い理解がない状態で指定管理者制度を導入したのではないか、そういう部分が多分あると思う。だから、5年たったときに見直しをしていくということは、そういうことですよ。当初、初めての制度を導入するのだから、そういうものになれていない。もっと言えば、そういうものに対するノウハウが県にはないんですよ。ない状態で入っていった。そこで今こういう状況が来ているのだけれども、その1億5,000万円を減額するという話があるのですか。

山下総務課長

今年度、5年たって見直しをするという根拠としまして、そのときに1億5,000万円に決めた根拠といいますか、積み上げの資料は必ずしも明確ではございませんでした。気合いで入れた1億5,000万円みたいなところがあったと思います。

それで、3社ぐらいが残った1次審査で、どの方にしていただくかという話をしたときに、今の指定管理者から、1億5,000万円がいいかもしれないですけど、いろいろな経済情勢の変化などは織り込んでいただきたいという申し出があったという記録もございます。それで、5年たったところで、逆に言えば、企業局のほうがもっといただくような状況になるかもしれないということがあったのかもしれませんが、いずれにしても5年たったら細かい見直しをしましょうということが8条にありましたから、ことしはその年なので見直しをしたということです。ゴルフ場ばかりではなくて、アクアリゾートが特にそうなんですけれども、燃料費が随分高騰しましたものですから、指定管理者にそれを全部負担させるのは気の毒だなというようなこともありましたし、うちのほうで根拠として示した地代が当時より1,000万円減額になりましたものですから、その分の1,000万円と原油の高騰の1,000万円分ぐらいを減額したらどうかということで協議をしております。

内田委員

今の中で、当初、契約を結んだ1億5,000万円というのを何によっては引き出したのか、いま一つ明確でなかったと言いましたよね。明確でなかったのではなくて、根拠がないのではないですか。何で1億5,000万円を出してきたのですか。

西山企業局次長

平成15年に指定管理者制度をやるときに、いわゆる協議を開始するときに、当時借地料が7,000万円近くありまして、それと相変わらず65億円を上回る電気事業からの借り入れがございました。先ほど100年という話も出ましたが、100年は当初80年くらいということで予定をしており、7,000万円ぐらいの電気事業への返済の金と、先ほど出ました修繕費の関係等が1,000万円くらいということで、1億5,000万円という金額が望ましいという形で、各社に出しました。その結果、1億2,000万円であれば、それは仕方がないわけですが、当時1億5,000万円という金額が提示をされまして、内容を精査したところ、一番内容がよかったということで、その金額が決定をしております。そういうことで、必要額は1億5,000万円ですけれども、プロポーザルでやっておりますので、必ずしも1億5,000万円になるとは限らなかった。

そういうことを今総務課長が言ったのだと思います。

内田委員

今、JALが経営の危機に陥っていて、その一番の原因がパイロットたちの高額の年金で、その負担をし切れない状態になっている。きょうもニュースでやっていたけれども、昔パイロットをやっていた人で、年金を受給している人がどうして今の会社の計画に反対しているかという、借金がかさんだら、まずその返済計画をきちんと出して、年金受給者にはこれだけの応分の負担をしてもらうというものを出してくれればいいけど、いきなり年金は半分にしますというものがあって、返済計画はそれからだと、こういう議論だったからだと思う。そこで、返済計画を先に出した、60数億のかさんだ借金をどうやって返していくのかというものはあったのでしょうか。だって、1億5,000万円をはじき出すときに明確なものがなかったというんだけど、まさに返済をする計画をきちんと立てることが前提ではないですか。そのときに80年と出したということですか。それがなければ、金額は出てこないと私は思うんだけど。

西山企業局次長

地域振興事業の健全化計画というものを同時に策定いたしまして、その中で返済計画も策定しております。

内田委員

私も、そのときに委員会にちょうどいたものだから、健全化計画を見せてもらったけれども、健全化計画というか、クリアができないものを出してきたんですよ。単年度の収支だって、大きい黒字になるという計画を立ててきたじゃないですか。そうですよ、私の記憶の中にあるから。今、笛吹市の副市長に出ている望月がいるところで、自分がその委員会にいたからよく覚えているんだけど、計画は立てたけれどもクリアできなかったんですよ。健全化計画を立てたけれども、健全にはならなかったわけです。だから、やっぱり物事というのは最初に立てる計画が一番大事なんですよ。それに基づいてすべてが出てくる。

だから、さっき、1億5,000万円よりたくさんもらうことになるかもしれない、こういうことを言いましたよね。そうだと思うんですよ。だって、どうやって返していくのかという計画を立てて、100年ということを出したこと自体がだめだと思うんだけど、その計画に基づいて、これだけ指定管理者にも負担をしてもらうというものが出てこなければおかしいですよ。そして、今回、5年たって見直しをするというのだけれども、さあ、見直すときは、何に基づいて見直すんですか。今の返済計画というものはそのままの状態で置いておくということですか。そこを見直すべきじゃないのですか。

山下総務課長

さっき、100年と言いましたけれども、地代が下がったときには償還金をふやしていくということを忘れていまして、80年ということでもあります。

今、あそこの施設のメインの収入、収益を上げているものはやっぱりゴルフでございます。あそこへゴルフ場をつくらうといった計画をした当時から見ますと、お客さんはそんなに減っているわけではありませんけれども、客単価といいますか、1日当たりの料金が随分下がってまいりまして、1億5,000万円の負担を指定管理者からいただくというのも無理ではないかというような状況にはなっています。確かにそういう状況でございます。償還の80年をもっと減らさなければならぬというような健全化計画もありますけれども、償還金をふやすのは、今の段階ですと無理かなと考えています。ただ、地域振興事業、丘の公園を撤退するというような話も今はできませんから、それを指定管理者にやっただくとすれば、1億5,000万円を納入していただくのもまた無理かなとは考えています。

内田委員

私が答えてほしい答えではないんだけど、そうすると、地代を下げてもらえばと言っているのかな、要するに県のお金をこっちからこっちへ引いて、減ったらその分を値下げしてやろうという議論だと思う。林務のほうから借りている地代を例えば1,000万円下げてもらい、その分を指定管理者のほうから減らしてやる、これだと物事の解決にはならないし、そんなことのためにやっている地域振興事業ではないでしょう。私はこの前もこういう議論をしたんだけど、あれが果たして本当に地域振興事業になっているのかなど。あそこは、今、地域でいうとまさに北杜なんです。北杜市の地域振興になっているのかなという疑問が非常にあります。地域振興事業なんていう名目だけは、大きい名目があって、そこから外れてきている。そういう感じがする。

そして、今、ゴルフのお客さんは減っていないけれども単価が落ちている。県がかかわってゴルフ場を運営していて、単価を落としていくということは、まさに過当競争というか、安売り競争みたいなものを県がやっているということになってしまうから、これは決していいことではないし、民間の人たちにとってみるとたまらないですよ。そうでしょう。お客は減っていないけど売り上げは変わらないということは、単価を落としているということでしょう。そういうことをやっていくことが本当に地域振興事業になるんですか。単価を下げているということをお客様に言っているみたいに私には聞こえるのだけれども、そうじゃないですか。

山下総務課長

ゴルフの単価を下げているというのは、下げたくて下げているわけではありませぬけれども、清里丘の公園のほうの経営方針でやっておりますので、利用料金制をとらせていただいてそこまでは言えないかなとは若干考えています。地域振興としては、あそこにいる従業員ですとか、地域のお祭り、いろんなイベント等へも積極的に参加していますし、地域の振興には十分効果を出していると考えています。

内田委員

このやりとりだと長くなるから、私が言いたいのは、この契約を結んだ当初、ノウハウがあって、3つのノウハウをまとめてあの地域の地域振興につなげる、これが目的だと思うんですよ。そのためにセラヴィリゾートという会社が入ってきたんでしょう。あのときの、我々への説明は、まさに中部圏の人たちを連れてくるんだという意気込みではなかったですか。そのノウハウでいったらば、名古屋の人たち、あるいは中京圏の人たちをあのゴルフ場へ連れてくるというノウハウを生かしたらいいじゃないですか。何でも値段を下げた数合わせをすることがノウハウではないでしょう。それを果たしていないということを言っているんですよ。企業管理者からその辺の答えをください。

進藤公営企業管理者 地域振興事業は、先ほど答弁しましたように年間20数万人があそこに来ているということで、いろんな意味で地域振興の役は担っていると思っております。

それから、会社自体は、独立した株式会社清里丘の公園が既に5年を経過しつつありますので、当初のノウハウをある程度継承しながら新たな発展ということも模索しているということだと思っています。

ただ、先ほどお話がありますように、経営体制をもっとしっかりしなければいけないとか、県外からの誘客も含めてもっと積極的な営業展開等をしなければいけないということはおっしゃるとおりだと思いますので、これから企業局も、清里丘の公園と一緒にさらなる努力をしていきたいと思っています。

内田委員

これは担当から答えてもらいたい。

1億5,000万円を下げるという見直しをしたのかな、しているのかな。幾らにしたんですか。

山下総務課長

納入金とあわせて、さっきちょっと話題になりました修繕の負担区分と両方を、今回見直しをしようということで、納入金は1億3,000万円を考えております。それから、修繕の費用の負担区分もほかの指定管理者と大体合わせて60万円を限度に、それを超したものはうちのほうでやる。限度がありますから無尽蔵にやるということではありませんけれども、おおむね1年度に1,000万円ぐらいを限度に修繕をしていかなければ施設が耐えられないと考えておりますので、合わせると、直接的には2,000万円ですけれども、向こうの負担も若干軽減することを考えますと3,000万円近い負担の減になるかと考えています。

内田委員

その減らした分はどうするんですか。値段を下げてもらったということ、それだけですか。林務の関係の地代を3,000万円下げてもらおうということですか。

山下総務課長

修繕は必ずしも1,000万円全部、負担が減っているということではございませんけれども、2,000万円は明らかに減りますから、林務のほうへは今から交渉をしなければなりませんけれども、林務がほかとの関係もあって地代を下げないということであれば、償還金のほうを減らさなければならぬと考えております。

内田委員

だから、それがおかしいと私は言っているんだよね。5年で見直すときに、返済計画を先に出さなければ意味がないですよ。償還金を減らすということは、今度はまさに120年ぐらいになるのでしょうか。120年とかいう議論をしなければならぬとしたら、この議論はばからしいと思わないですか。3代か4代先のことだよ。そんなときまで山梨県なんて多分ない、絶対ないよ。せっかく5年たって見直しをするのだから、そういう見直しも含めてやってもらいたいと思うんです。私は傾いてしまったものをやれやれとって攻撃するのは嫌なだけけれども、でも、これは、困るでしょう。どうしたらいいのか、困ると思うんだよね。今の林務との関係の話もそうだけれども、2,000万円あるいは3,000万円ぐらい下げるなんて簡単に言うけれども、交渉は今からで、計画も今からだと。それでは見直しにならないですよ。そここのところ、企業管理者から答弁をもらって終わります。

進藤公営企業管理者

まず、基本的に先ほど言った考え方で、残り4年少々になりますけれども、この指定管理者制度で存続をしていく。それから、抜本的にどうするかというのはその間に考えていきたいと思えます。

今回、1億5,000万円を2,000万円減額して、今年度から1億3,000万円にするということで、1点は林務に対する地代のものです。これは既に減っている分で、今から交渉して減らす分、これから努力する分はあるかもしれませんが、既に1,000万円は減っている分を減らすということ。それから、もう一つは、燃料代がかなり高騰しているから、その分は経済変化ということで見てやりたいというものでございます。

これを含めて修繕も考えると、返済計画は先ほど言ったようにもう少し長くなるはずですよ。こういったことも含めて、抜本的な検討、見直しというのはこれからやりますけれども、当面、10年間の指定管理者の期間というのは基本的な考

え方のもとで進めていきたいということでございます。

内田委員 その6,000万円の返済が何千万になるということですか。具体的にその数字だけ聞かせてください。

山下総務課長 現在も長期と短期の借り入れとございまして、もともと7,000万円程度が、返済のほうへ回る。ただ、さっき言った、80年、100年、120年というような話がありましたが、長期借り入れへ回る分は、2,000万円ぐらひはありますが、ことしは短期の借り入れがありますから、もう少し少なくなるということでございます。長期借り入れだけになれば4,000万円です。

内田委員 そうすると何年ということになるのですか。

山下総務課長 単純に言いますと150年。

西山企業局次長 御承知のように、平成15年の時点ですと、電気事業のほうから地域振興事業に大体2億円ぐらひの金額が出ておりました。それが雪だるま式になり、建設費も含めまして65億近い赤字になっていました。16年からの指定管理者によりまして、当初は7,000万円から8,000万円、昨年あたりで大体6,000万円ぐらひの金額が返っております。そういうことを考えますと、確かにおっしゃるとおり、80年、150年という議論はおかしいかもしれませんが、いずれにしても電気事業が健全な経営をしていく上で、現在の時点では、そのお金が計画的に4,000万円なり返ってくれば、電気事業側では健全な経営ができると確信をしております。少なくとも今回の10カ年の指定管理者が終わるまでの間に、その先のことは根本的に考えていきますけれども、現時点では電気事業からすればありがたい、前に比べればかなり改善はされていると解釈をしております。

主な質疑等 知事政策局、福祉保健部、観光部、農政部関係

(行政評価について)

岡委員 それでは、書いてあるとおりでございますけれども、事業見直しにおける行政評価についてであります。

19年度は政策アセスという形で行政見直しをしたとお聞きをしているわけでありまして。その成果が20年度にどういう形であらわれてきているのかという点について、まずお聞きしたいと思います。

市川行政改革推進課長 ただいまの御質問の政策アセスを実施した際、平成19年度から20年度にかけてどのような成果があらわれたかについてでございます。

平成19年度に政策アセスメントを実施して、事務事業評価を行った結果であります。682の事業を対象といたしまして、廃止の68事業を初め、統合や縮小など、全部で142事業、全体の20.8%を見直しし、金額にしまして3億1,400万円余の改善、縮減が図られております。

岡委員 そういう経過をお聞きをしまして、昨年は行政評価という形で見直しをなさったとお聞きをしているわけでありましてけれども、この辺で、この決算に向けてといましようか、決算審査の経過の中で、今年度へ向けてはどんな形でしょうか。

市川行政改革推進課長 本年度は行政評価として実施をしております、本年度の行政評価の実施の状況ということによろしいでしょうか。

今年度は全体で479事業の行政評価を実施いたしました。その中で184の事業に見直しの必要性ありという結果が出ております。これらの事業は今後予算査定段階において参考にして、年度末にはどのような結果になったかが出てまいります。

岡委員

今までの中で、約3,000とも4,000とも言われるわけでありますけれども、その過程の中で、19年度が682、20年度が479になろうかと思うわけであります。いずれにいたしましても、今、国でも、事業評価といいましょるか、事業仕分けについて取り組まれているわけでありますけれども、問題は、今までの過程の中でどのくらい外部の方々が入っておられたのか。言うならば、当局だけではない、事務方だけではなくて、これらの評価をと思うわけでありますけれども、それについてお聞きをしたいと思います。

市川行政改革推進課長 政策アセスメントを平成18年度から実施いたしまして、継続して20年度から行政評価という形で事務事業の見直しは変わっております。その中で外部の評価制度を導入しております、政策アセスメントの際には政策アセスメント検討外部委員会を実施しております。

それと、行政評価にかわりましては、行政評価アドバイザー会議ということで、3人の委員をお願いをしまして外部評価を実施いたしております。

岡委員

外部評価委員会のときには、外部の方々は何人ぐらいおいでになったのでしょうか。外部評価委員会の中は、当局の事務方だけではなくて、ほとんど外部の方々だけだったのでしょうか。

市川行政改革推進課長 現在行っております行政評価におきましては、各部局で対象の事業を一次評価いたしまして、まず、その内容をシートに落とし込みます。そのシートを今3名いる行政評価アドバイザーそれぞれに点検していただきまして、結果を持ち寄って行政評価アドバイザー会議で報告をしていただくという形です。それと、アドバイザー制度ですので、随時いろいろな内容につきまして評価をしていただいたり、また、相談指導といったことをしていただいておりますので、一堂に会して会議をする際には、その3名の行政評価アドバイザーの先生方から報告をいただくという状況でございます。

岡委員

19年度あるいは20年度の事業仕分けの中でも、約200近い事業の見直しもなされる。また、20年度でも184という事業見直しをされているわけであります。今、国で行われております事業仕分けにつきまして、外部といいましょるか、公にしていくということが大切だろうと感じるわけであります。今、アドバイザーが3名おられるということでありますけれども、これはあくまで、その方々をお願いをするだけです。公に公開の場で、今、国でやっているような形で今後やっていくという考え方はいかがでございましょうか。

市川行政改革推進課長 現在、政府においては、行政刷新会議におきまして事業仕分けを実施しております。その内容がいろんな場面で報道されますので、かなり関心が高まっております。確かに、公開の場で実施をしていることは意義のあることだと思っております。

ただ、本県におきましては、先ほども申し上げましたように、平成11年度か

ら政策アセスメントを導入し、20年度から行政評価を実施しております。この評価では、内部評価だけではなく、客観性ですとか透明性を確保するために、先ほど申し上げました外部のアドバイザーの制度を活用して、外部評価をしております。さらに、その結果をすべて公表しております。現行の行政評価を実施していく中で必要に応じて見直しを行いながら、他の自治体において実施されています事業仕分け、これを参考に研究をしていきたいと考えております。ですから、すぐに公開の場ということではありませんが、今後研究をしていきたいということでございます。

岡委員

今までも他県において、例えば三重県や富山県、あるいは岩手県という県で、言うならば事業仕分けが行われてきたとお聞きいたしているわけでありまして。そういう点で、今、研究をするというお話を受けたのですが、他県においてなされた経過もありますし、それから、国においてもやられているわけでありまして、研究をするというだけではなくて、もう一歩前へ出るという物の考え方について、平出局長、いかがでございましょうか。

市川行政改革推進課長

他の自治体で現在行政仕分けをしているところは、県のレベルで見ますと全部で11府県でございます。そして、一番初めの平成14年度、これは民間のシンクタンクであります構想日本において行われまして、そのときに改革派の知事と言われたそれぞれの県で実施をしております。その実施状況を見ますと、1回ただけで後は継続的に実施をしていないということもございまして、あとは、仕分けの仕方もいろんな形がございまして、まずは研究をしていきたいと考えております。

岡委員

今言われた、例えば三重県にしろ、あるいは岩手県にしろ、改革派と言われた知事だったんですね。その知事が今現在いないということもございまして、行政でもトーンダウンしたのではないかなと感じるわけでありまして。しかし、実際問題として、今、世の中は大きく変わってきているわけでありまして。そういう中で、ただ研究をしていくだけではなくて、さらに一歩前へ進む物の考え方というのをしていくべきだと私は考えております。局長、いかがですか。

平出知事政策局長

今、行革課長がお答えをしたとおりでございますけれども、当面は、今、私どもの県も行政評価を行っておるわけでございますので、直近ですと静岡県が今仕分けをされています。それらの状況なども見まして、研究をした上で、当然必要が認められればその先へ進んでいくことになろうかと思っておりますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

(やまなしブランドの確立について)

丹澤委員

やまなしブランドについてお尋ねをいたします。

チャレンジ山梨行動計画の中で「やまなしブランド」の確立と販路拡大というのは知事の最大の目玉であり、県庁じゅうでかかる業務であります。この中で、まず、やまなしブランド戦略を立てたわけでありましてけれども、これについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

担当課長さんは観光企画・ブランド推進課長さんになるわけですね。課長さん、学校の先生が学生を評価する視点と、県民が行政を評価する視点、この違いというのはどこだと思っておりますか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 考えたことのない御質問でございまして、すぐに答えが出てこ

ないのでございますけども、教員ですと、生徒にみずから教えているわけですから、どれだけ生徒の能力に従って達成できたかということが評価の基準になるのかなと考えます。

また、県民から行政といいますと、行政へ大変信頼を置いているわけですから、その分大きな期待をかけている。つまり、県民は税金を納めているわけですから、その分期待も大きいと考えられます。

丹澤委員

確かに課長さんのお答えのとおりでありますけど、もう一つ、学校の先生は、子供を評価するときに、努力賞というのがあると思うんですね。走りが一番びりだったけれども、よく練習して努力したね、だから結果はだめだったけれども、そこは満点だよと、こういうのがありますけれども、行政というのはどうなのでしょう。努力しましたけれども結果はゼロでした、これだけ予算は使いましたけれども効果がありませんでしたというときに、県民は、よくやったけれども、ああ、残念だった、よくやったからいいやと言ってくれるかどうかということだと思うんです。

そこで、今、山梨県がこれだけ「やまなしブランド」確立ということで知事を先頭にやっているわけですし、やまなしブランド戦略というのを立てているわけですね。皆さんには資料がないからおわかりにならないと思いますから、やまなしブランド戦略について、簡単でいいですから説明をしてください。

八巻観光企画・ブランド推進課長 やまなしブランド戦略の体系でございますが、この戦略は、販路拡大戦略、イメージアップ戦略、それからコミュニケーション拡大戦略の3つの戦略で成立をしております。

戦略の初めの販路拡大戦略でございますが、これは、知事のトップセールスや、富士山、フルーツ、ワインなど、海外における展開などの販路拡大を進める戦略でございます。県産品の販路拡大や観光客の誘致を通じまして、消費者が山梨に直接接触する機会をふやすことで本県のブランド価値の向上を図っていくという戦略でございます。

2つ目の戦略は、イメージアップ戦略ということで、山梨自体のよいイメージを消費者に伝えまして、山梨のイメージアップを図っていくということでございます。本年東京で行っておりますビタミンやまなしキャンペーンは、このイメージアップ戦略ということで、本年本格的に着手をし始めたものでございます。

それから、3つ目の戦略でございますが、コミュニケーション拡大戦略ということで、これまで申し上げました2つの戦略を支える戦略ということでございまして、やまなしサポーターズ倶楽部とか、あるいは県内の大学生を対象といたします山梨の魅力メッセンジャー制度などによりまして、口コミによりまして情報発信を強化していくという戦略でございます。

これら3つに基づきまして山梨ブランドを向上させていきたいと考えております。

丹澤委員

この3つの戦略で山梨県をブランド化していくということですが、この成果表を見ると、すぐれものイコール山梨ブランドと書いてありますけれども、すぐれているものがイコールブランドではないわけですよね。ブランドにするためには、まず、その視点はどうなっているのでしょうか。これはブランドになったものを、どういうふうにしていくのかという戦略ですか。それとも、ブランドになっていないものを今からブランド化していくという戦略なのでしょうか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 これは、山梨県自体のブランドを高めていくということと、それから、もう一つ、山梨県にはさまざまな、例えばブドウや、ワイン、桃などのブランドがあるのですが、それもさらに高めていきたいという、相互に関連する意味のブランド戦略ということでございます。

丹澤委員 すぐれているから、それがブランドではないわけでしょう。すぐれていればブランドなんですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 消費者のほうから見て信頼が置けるということがブランドだと思っております、そのためには、まず作り手がいて、産地が形成されていて、その産地が他の産地と差別化されているような、そういうところまで行けば、これは立派なブランドだと思っております。そういう意味では、ワイン、ジュエリー、桃等は山梨のすぐれたブランドであると思っております、それはますますブラッシュアップを図っていく必要があると考えております。

丹澤委員 そうすると、既にその3つはブランド化されているわけですね。

八巻観光企画・ブランド推進課長 はい。ブランドだと思っております。

丹澤委員 そこがやっぱり違うんですね。よそへ行って、山梨のもので知っているものという、ブドウは挙げますよね。水晶、挙げますよね。しかし、実際には、それ以上のものは出てこない。それを、どういうふうにして山梨県をブランド化していくかという戦略。ここに3つ挙げてありますが、僕は再三言っているのですけれども、今までの成功した県を見ても、この間、札幌へ私たちの会派で行ってまいりまして、札幌は企業誘致をしていました。あそこはコールセンターを誘致して、そこだけを1点やっというということなんです。つまり、たくさんビルがあいていて、賃金は安いということで、そこへ集中してコールセンターを呼ぼうということになった。それが成功している。そのほかにも、僕がそこに書いたように、シャープはアクオス1点、洗濯機も冷蔵庫も扇風機も一切宣伝しない、アクオスだけにすべて宣伝費をかける、一点突破。前も言いましたけれども、吉四六もそうです。大分県は、知事が吉四六を持って東京へ売りに来る。たくさん焼酎会社があるにもかかわらず一点突破。それから、ここにあるユニクロのフリース。さっき内田先生が、ヒートテックというのを言えばこれが一番だったと言っていましたけど、そのヒートテック、これ、一点突破。つまり、その1点をねらってやっということによって、それがブランド化されていくという、これは戦略、戦術ですよ。

山梨県は各部署がいろいろやっという、ここにはこれだけのもののブランド化というのがあるけれども、ブランド化のための予算が幾らあるのか、また、ブランド化するための全体のコントロールをだれがしているのか、観光企画・ブランド推進課ですか。そこがあるけれども、そこは何をやっているのかよくわからない。ここに農政部もいるけれども、農政部は農政部、商工は商工でそれをやっている。だれがそこをブランド化するためのコントロールをしているのか、それを僕はいろいろ聞きたいのですけれども、まず戦略については3つわかった。戦術というのはだれが立てているのですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 まず、やまなしブランド推進本部というのを知事さんが本部長になってつくっております、そこで県庁内のブランド戦略の総合的な調整をしています。また、そうした各関係部の主管課長からなります幹事会もございませ

て、そこでも調整をさせていただきます。

また、さらに、具体的な事業の実施に当たりまして、複数の部局にかかわることも当然ございます。これらのために販路拡大プロジェクトチームをつくっておりまして、情報の共有、それから事業の調整をさせていただいて、有意義な事業を遂行できるように努めているところでございます。

丹澤委員

僕はさっき一点突破の話をしましたけれども、山梨県ではこの考え方は取り入れているのですか。また、そうではなくて、別な方向で戦術を練っているのでしょうか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 代表的な県産品に絞って一点突破でPRしていくということも、これは大変有効な考え方でございます。本県におきましても知事のトップセールスではこれまで甲州ワインを中心に売り込んでまいりまして、その成果で市場では甲州ワインの人気も高まっておりますし、また、来年にはEUへも進出する状況にも至っております。ということで、1つのものに絞って進めていくのも大変重要なことでございます。

それで、今、東京で10月から12月までビタミンやまなしキャンペーンというのをやっているのですが、このキャンペーンの実施に当たりましても、やはり物を絞ってやっていくという考え方を取り入れております。例えばターゲットでございますが、これは、30代から40代の女性に絞っております。また、テーマもそういう女性たちが好む美や健康、いやしというものに特化をさせておりまして、山梨県の資源を、ただおいしいとか、きれいだとか、日本一だとか言うのではなくて、例えばビタミンCは水晶でございますけれども、これを、女性が今関心を持っておりますパワーストーン。ビタミンFは富士山です。これはパワースポット。それから、ブドウはビタミンG、グレープでございますけれども、これも近ごろ発見されました抗酸化物質、不老、若返りといいますが、レスベラトロールというものを紹介するような形で、女性の関心とトレンドに合わせて今発信しておるところでございます。自治体のやるPRとしては非常に珍しくて、また有効だということで、日経MJのほうからも高い評価をいただいているところでございます。

丹澤委員

僕はどうしても、各部局がばらばらにそれぞれのものをしていて、山梨県の一点突破とは、どういうことなのかというイメージがなかなかわからないんです。農政部がブドウをやったり、桃やスモモをやったり、そしてまた、商工ではワインをやったり、宝飾をやったり、いろいろやっていて、一点突破とはどうとらえているのか。知事が本部長になってやっていると言っているけれど、その戦略というのが僕はよくわからない。それがいいとしたら、どういう戦術なのか。この戦略を3つ練ったわけですけど、戦略というのは、ブランド化されたものをどうしていくかということなのか、今からブランド化しようとしているのか、まずそこもよくわからない。そういうことをぜひ、日本じゅうが同じことを考えていて、ブランド化しようと思っているんです。そして、日本じゅうがすべて観光立県であろうとしている。その中で山梨県が抜きん出ていくわけですから、よそと違った戦略を練らないと、これはだめです。

この間も日経新聞に出ていましたね。皆さんにあえて言うまでもないと思えますけれども、1つの市場を企業が争うときに、マーケティング分析では4つの分類の仕方がある。まず、チャンピオンというものがいる。それに挑戦していく人、チャレンジャーがいる。フォロワー、後追いでちょこちょこ言いながら、同じものを安くつくって売る。ニッチャー、すき間ねらい。この4つに分類できるそう

ですけれども、山梨県は、フォロワーやニッチャーのようにすき間ねらいや、後追いではなくて、王者に向かって挑戦していくチャレンジャーのつもりでやっていく。その戦略として、これが本当によその県に、いや、チャンピオンに対していける戦略なのか、もう一回よく見直しをしていただきたいと思います。

(休 憩)

(介護問題について)

小越委員

昨年度は経済・雇用悪化に伴ってセーフティネットのあり方が問われた年だと思います。そのことに関して、まず、3点お伺いします。

最初に、介護の問題です。

まず、昨年度、介護保険の計画をつくられたと思うんですけれども、特別養護老人ホームの待機者は、今何人いらっしゃるでしょうか。

桐原長寿社会課長

特別養護老人ホームの待機者につきまして御質問がございました。ことしに入りまして2月現在で調査をしてございますが、約6,000人弱という数字になってございます。ただ、その中には、まだ要介護の状態ではなく、今現在は元気なんですけれども、将来を見越して特別養護老人ホームに予約だけをしている方も含まれておりますので、在宅で比較的介護度の重い方は、約900人弱と把握をしております。

小越委員

その900弱の方は、今つくられました計画の中で何年後ぐらいに全員入れるのでしょうか。

桐原長寿社会課長

お亡くなりになる方もいらっしゃるということで、あくまで平均の数ですけれども、特別養護老人ホームの入り繰りは大体そのくらいということですので、ほぼ同数ということでございます。あくまでこれは平均の概念でございますけれども、平均値で言えば1年でございます。

ただ、一方で優先入所という制度も設けてございますので、単に申し込みしただけというだけではなく、必要度に応じて施設のほうで入所の判定をしていただく仕組みになっています。

小越委員

事実上、1年ぐらい待たないと入れないという、かなり重い方でもそうなっているということだと思います。県の制度の中ではそれ以上は進んでいない。

先日、介護保険料の滞納状況についてお伺いしました。県として調査はされていないということですが、いわゆる年金から天引きされる方はほぼ100に近いと思うのですが、そうではなく、自分で納付書をいただいて払われる方の保険料の収納率は大体85%というお話でした。山梨県内で介護保険料を滞納されている65歳以上の方々は、収納率から勘案すると、どのくらいの方々が滞納されているとお考えでしょうか。

桐原長寿社会課長

今、委員がおっしゃったように、金額ベースの収納率が98.5%ということですので、1.5%が金額ベースの滞納でございます。20万人の1.5%ですから、ならば3,000人と推計ができるかと思えます。

小越委員

たしか特別徴収ではなく、普通徴収のほうが収納率が低かったと思います。普通徴収の方のほうが年金から引かれないので、いわゆる低所得の方のほうが滞納されている方が多い傾向だと思うのですが、先日、介護保険料の滞納による制限

についてお調べいただきたいということで資料をいただきました。それによりますと、20年度、山梨県内で介護保険の負担金、保険料を払っていないために、給付を差し止められるとか、制限を受けるという方が全部で32人いらっしゃるそうです。その中でも、法第69条、保険給付の減額、これは、10年間における保険料の未納期間が発生しますと、その未納期間に応じて保険給付が、本当は9割なのに、7割とか8割に下げられてしまいます。となりますと、高額介護や特定入所介護などこれが使えなくなってしまうという方が、既に25人いらっしゃいます。

先ほど3,000人の方々が滞納されているだろうということでしたが、今、言いました保険給付の制限をされる方が3,000人近くいらっしゃる可能性があるということでしょうか。

桐原長寿社会課長 滞納の今後の推移は状況によってわかりませんので、将来のことについては不明でございますけれども、まず、滞納いたしました場合に、御質問にもございましたように、いわゆるペナルティーをするというのは法律上の規定でございますので、市町村においてそれを厳格にやっていただく必要があると思います。

ただ、一方で、事業の休廃止等々、経済状況が一気に悪化をしたという場合には、各市町村の御判断で減免するという規定もあわせてあるところでございますので、滞納予測が3,000人という中で、現にペナルティーを受けている方の数がそれに比べると少ないというのは、各市町村においてそのような規定を使いながら御判断をいただき、適正に運営されているものであらうと考えております。

小越委員 先ほどの25人というのは、あくまで今サービスを使っている人であって、今介護保険のサービスを使っていなくても、介護保険が必要になったとき、要介護状況になったときには保険料を滞納しているとペナルティーが発生してしまうわけです。過去滞納していると、それに合わせて、9割ではなく7割8割給付になってしまう。そういう方々が3,000人とおっしゃいましたけど、これから高齢者がふえると、もっとふえていくと思うんです。

その方々は、例えば先ほど、大体900人の方が1年で特養に入れるというお話がありました。今、特養は個室型が多いです。そうしますと、お金がかなりかかります。多床型、古い形のところよりもお金がかかる。そうしますと、順番が回ってきても入れない、そして、7割給付、8割給付となると、もっとお金が高くなって入れなくなってしまう。今のままでいきますと、こういう3,000人くらいの方々がそうなるのではないかと思います。これについては、今後どのような対策を考えていかれるのでしょうか。

桐原長寿社会課長 先ほども申し上げましたけれども、介護保険制度は一定の滞納がありましたときにはペナルティーがあるという制度でございます。他方、経済状況の急変などに応じて、そのペナルティーを課さずにサービスを、あるいは1割負担を継続するという措置もとれます。

介護保険制度全体では、保険料に関しましても、あるいは今サービスのお話があったけれども、例えば特別養護老人ホームの部屋料につきましても、所得に応じて負担が行われるというふうな、特に低所得者に対応したサービスがございます。これは法律がそういう制度になっていますので、その法律の範囲内でそれらのサービスを使いながら市町村に適切な運営をしていただくと考えています。

小越委員 多床型のほうが、待っている方はたくさんいらっしゃるんですね。そのこと

については触れずに、あくまでも市町村の判断だということになりますと、県としてセーフティーネットの考え方はなかったのではないかなと思います。

(国民健康保険について)

次に、医療のことについてお伺いします。

とりわけ国民健康保険についてです。収納率の低下、滞納率の増加によって国民健康保険世帯の22.3%が滞納していると、先日、部局審査の中で話がありました。22.3というとすごく衝撃的な数字ではあるんですけども、では、どういう世帯に滞納が多いのか、所得段階別の滞納状況は出るのでしょうか。

山本国保援護課長 所得別というのは調査しておりませんが、やはり低所得者層に多く出るものと思われまして。ただ、それは、例えば高所得者層においても払えるけれども払わない人、払いたいが払えない人と、いろいろ層はありまして、所得別では調査しておりません。

小越委員 なぜ県は調査しないのでしょうか。甲府市の平成20年度の所得金額別滞納件数をいただきました。それによりますと、国保は所得がなくてもかかるんです。所得ゼロの方で滞納されている世帯は、8,910のうち3,649、全体の40.95%です。これを所得金額200万円未満で見ますと全体の77.65%。所得金額200万円未満の方が、滞納されている方の8割ぐらいで、ここに集まっているんです。だから、所得の低い方ほど滞納せざるを得ない状況だと思います。こういうものを県としてつかむ予定はないのでしょうか。

山本国保援護課長 こちらとしては、保険料徴収の運用は市町村国保にお任せしておりますので、やはり現場のそれぞれの実情に応じた取り組みや、運用が必要ということなんです。私どもにつきましては、その所得云々ということでは調査しておりません。

小越委員 国保の問題も市町村だというふうに逃げるんですけども、国保の問題でも国保指導担当の方が毎年毎年実地指導されています。これは2009年4月ですけど、20年度国民健康保険指導助言結果ということで、毎回助言をされています。その中ではしっかりと、保険料、保険税の適正な賦課による収納率の向上が重要であると。

収納率向上に向けて何をすべきか、というところには、県が考えているかどうか分かりませんが、例えば、滞納者に対する収納の担当者の職員をふやすこと、滞納処分の積極的な実施、こういうことしか書いてないんですよ。低所得者にどうしたらいいかということは一言もないです。

低所得者のほうが滞納せざるを得ない、8割の方が低所得者の方です。実地指導の中でそういう方々に対してどのような指導をすべきだとしているのですか。

山本国保援護課長 低所得者の対応につきましては、県のほうでも、その人たちを多くかかえる保険者の基盤づくりのために補助金等も用意して、20年度も20億円の補助金を出しておりますが、今のところはそういう対応でやっております。

小越委員 県は低所得者に対する、どうしたらいいのかという考えも全然なく、無策だと思います。甲斐市になりますと、国税の収納対策にはこう書いてあります。キャッシュカードにより口座振替の申し込みを可能にする一方、滞納者に対して財産の差し押さえを実施するなど滞納処分を強化していきます。滞納者の8割が200万円未満の所得の方に差し押さえをしろと、こういうことを県が暗に各市町村に指導しているんです。

保険料を払いたくても払えない方が8割、この所得の低い方々です。そうしますと、資格者証の問題や、とめ置きの問題があります。先日、資格者証の数はおっしゃいましたけれども、とめ置きはないと答弁されたのですが、とめ置きについて調査はしたのでしょうか。

山本国保援護課長 先日の質問は、小越委員が無保険という言い方をされましたので、私どもとすれば、国民皆保険ですので、そういう無保険の方はいらっしゃらないということで、ないということをお答えしました。今、小越委員のおっしゃっていることは、いわゆるとめ置き、保険者のもとに保険証があるということだと思います。私どもの調べでは、資格証のとめ置き世帯が478世帯、いわゆる保険者、各市町村のもとに保険証があるという実情でございます。

小越委員 とめ置きされている、自分のところに保険証がない、それは無保険の状態です。今、高校生以下の子供たちの保険証未交付状況について調査するように国が指示を出しました。新政権では、子供が病院にかかれない実態は困ると。山梨県にもこういう状況があると思うのですが、昨年、厚生労働省が中学生以下の子供には6カ月の短期保険証を出すを決めたはずですが。山梨県は中学生以下の子供に短期保険証を出したのでしょうか。この通知があった前と後のとめ置きの状況、中学生以下の数を教えてください。

山本国保援護課長 中学生以下ということでは調べておりませんが、先ほど言いましたように、保険者のもとにあるの中で、子供の数は15人に届いていないというデータになっております。

小越委員 それはどうして調査しないのですか。たしか中学生以下には6カ月以上の短期保険証を出すという通知が、国から県に来たはずですが。そして、県は各市町村にまいたはずですが。今まではどうなっていて、その後はどうなったのか、中学生以下は何人で、中学生、高校生はどのくらいか、なぜ調査しないのでしょうか。調査しなかったら、次はどういう手だてを打ったらいいか、出てこないと思います。今、インフルエンザの問題が大変深刻です。自分の子供たちに保険証がなかったとき、インフルエンザになっても病院に行けません。資格者証だっていけないんですけど、そもそも保険証がないという子供たちが今放置されています。今現在、中学生以下の子供たち、あるいは高校生以下の子供たちで、保険証がとめ置きされているのは何件あるのでしょうか。

山本国保援護課長 先ほど申し上げましたとおり、資格証の中でとめ置きは、子供たちの数は15人ですが、前の段階で調べたところによりますと、いわゆる中学生以下、79名の方に行っていないという数字が出ております。現在は、それにつきましては、4月以降は市町村に、子供のいる世帯につきましては短期証に切りかえるようにということで、こちらでは指導、助言しております。

小越委員 数字がどうしてこう変わるのでしょうか。先ほど資格者証と言いましたけど、資格者証ではなく、そもそも発行していないんですよ。市役所、役場へ来い、それまでは役場が保険証を持っているんですよ。でも、行ったときにはお金を払わなくてはいけません。5,000円ではなくて1万円払えと言われる。だから行けないんですよ。子供たちが病気になったときに病院に行けない。保健室の先生方が今、大変困っていらっしゃいます。

皆さん、知っていると思うんですけども、そういう方々が79人もいました。

そして、今はないとおっしゃいますが、養護の先生がおっしゃいます。子供たちが保険証がないから病院に行けない、事実そういうことがありました。病院に行くときに保険証がなくてどうでしょうか、インフルエンザっぽいけど、どうでしょうか、そういうお子さんがいらっしゃいました。

県として直ちに、中学生以下の子供たち、あるいは高校生以下の子供たちには必ず6カ月以上の短期保険証を出しなさいと、もう一度通知を出し、もう一回調査をしてもらいたいんですけど、いかがですか。

山本国保援護課長 私ども、そのもとに届いていないという理由を調べたんですが、やはり居所不明というのが一番多く、あとはとりに来ないということです。いわゆる資格証明書は、来るたびに窓口のほうで納付相談もいたしますので、どうしても受け取りに来ないというのが現状でございます。なるべく資格証につきまして手元に届くように、こちらでも指導、助言していきたいと思っております。

小越委員 事実そういう事件が発生しているんですね。インフルエンザもあり、これから大変なことになります。厚生労働省も調査しろとありますけれども、直ちにこれを調査して、県として、市町村任せではなく、しっかりやってもらいたいと思います。

(生活保護について)

もう一つ、セーフティーネットの一番の問題、生活保護の問題です。

生活保護の申請件数については、先日の審査の中で、申請件数は607件、相談件数は同じだと答弁されました。私が甲府市の決算審査の状況をお伺いしましたら、21年2月現在、甲府市の保護の対象は158件、しかし、相談は437件とありました。きょうの山日新聞にも載っています。先日の答弁はどうして違うのでしょうか。

清水児童家庭課長 生活保護の申請件数につきましては、生活保護事務そのものはいわゆる国の法定受託事務ということで、法定受託事務の中で国の基準に基づいて実施されています。

生活保護の申請件数については、福祉行政報告例において国に報告をしております。県としても正確な件数は把握しております。しかしながら、相談件数につきましては、いわゆる報告例の範囲外でございます。基本的に数字そのものにつきましては、各市福祉事務所独自では把握しておりますけれども、県として正確な数字を把握しているわけではございません。

小越委員 国に報告しなくていいから、報告しなくていいのかもしれませんが、去年のあの段階で相談件数が物すごくふえています。きょうの山日新聞にも載っていましたし、どこの市町村だって申請件数と相談件数はカウントしていますよ。相談件数そのものも、電話で来ただけではカウントされず、しっかり面接したところしかカウントされないのですが、それでもこんなにふえているんです。

そして、先日の答弁の中で、いわゆる水際作戦は山梨県にはありませんとお話がありましたけど、本当にありませんのですか。

清水児童家庭課長 基本的に水際作戦というのは、いわゆる申請の意思があるにもかかわらず申請書を渡さないというケースだと考えられます。しかしながら、県の各市に対する指導につきましては、既に通知も発出しておりますけれども、こういう申請意思を示した人につきましては申請書を渡すようにという指導をさせていただいております。現在、私どものほうで、いわゆる相談があつて、その中で申請の意思を

示した方については、申請書をお渡しするようという指導をさせていただいていますので、水際作戦というものはないと認識しております。

小越委員

その認識していますということに、私は本当に疑問を思います。皆さんの近くにたくさんいらっしゃると思います。

先日もとある市のところでありましたけれども、53歳の女性の方、失業して収入が絶たれて、アパート家賃も滞納している。生活保護を申請したいと言ったときに、まだあなたの頑張りが足りない、甘いことを言わないでもう少し頑張れ。

39歳の男性の方、去年の秋から仕事が全くなく、ホームレス状況になった。生活保護を申請したいと言ったら、その若さでは申請は無理、65歳以上でないといけない、民生委員と同伴でないと困る。

32歳の男性の方、ジョブカフェで生活保護のことを紹介されて行ったけど、生活保護制度は落ちるところまで落ちた人が受けるもの、まだ若いから探せば仕事がある、二度とこういうところへは来るな、そう言われているんですよ。

これは1例や2例じゃありません。どこの市役所でもこういうことがずっと行われてきたんです。少し改善されましたけれども、これでも水際作戦はないとおっしゃいますか。

清水児童家庭課長

個々の事例の状況は承知していないところはございますけれども、基本的に一応申請があったら、その意思があった方については申請の書類をお渡しする。いわゆるこの方は資産があるとか、働けるということで、働き始めることができるというような状況、もしくは扶養家族の方がいらっしゃる、そういう状況が確認できれば、当然申請を受け付けたとしても却下されるという状況にはなろうと思えます。

小越委員

県は実態把握をしなければいけない責務があると思います。昨年末、派遣村ができました。東京都では、あの派遣村の問題のときに、住宅がなくても生活保護はオーケーでした。そして、申請したら、もう本当に2、3日でいいとなりました。受給を受け付けました。それは東京都が指示を出したからです。

山梨県として、昨年この非常な経済・雇用問題のとき、生活保護の申請が、たくさん相談が来ているときに、どういう指示を出したのでしょうか。

清水児童家庭課長

基本的には、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、国の法定受託事務ということで、国から指導、通知等がございましたものにつきましては、各市の福祉事務所等に指導をしております。

小越委員

ということは、山梨県としては指示を出していないということですね。であれば、申請してから生活保護の決定をするまでどのくらいかかっていますか。2週間ということになってはいますが、2週間で決定になったものの割合はどのくらいありますか。

清水児童家庭課長

受け付けから決定まで、基本的には2週間でございます。それで、いろいろ調査等が必要な場合については、最大30日まで延ばせるということになっております。2週間以内に決定されたかどうかという数値については承知しておりません。

小越委員

だから、山梨県が実態をつかまずに、水際作戦はありません、相談件数はわかりませんというのであれば、どうやってこのセーフティーネットを発揮できるか、

考えていなかったと一緒にありませんか。

(社会保障について)

先日お話ししたときに、この雇用対策問題では、失業者の対策、貧困対策は、県としては特段やっておりますという答弁がありました。私、びっくりしましたけれども、福祉事務所や市町村任せで県は実態をつかもうともしないで、つかめないから、次の手を打とうともしないですね。

たしか昨年末に経済・雇用対策本部会議をつくりました。雇用の問題はもちろんですけども、セーフティーネットの問題もありました。部長は多分その一員だったと思うのですが、福祉的側面から、この雇用対策本部会議で、どういうことを提案したのでしょうか。

小沼福祉保健部長 雇用対策本部におきましては、特段私どものほうから提案することはございませんでしたが、国からの生活福祉資金とか、いろいろな制度が設けられましたので、それを各関係機関に周知したということでございます。

小越委員 県として本当にセーフティーネットを考えているか、全く見えてこないんです。国から言われたことしかない。国よりも山梨県の経済・雇用状況は大変だったはずですよ。非正規切りが多くなりました。年末にかけてもすごく多くなりました。有効求人倍率も全国平均より悪くなりました。そのときに、県として何も手だてを、発言もしてこなかったというのは、本当に県民に対して責任をとっていないなと私は思います。

(農業政策について)

次に、農政部についてです。

農政部の昨年度の決算状況、ことしの予算のところでは72%とお聞きしたのですが、昨年度の決算状況の中で、いわゆる農政にかかわる公共事業は全体の何割を占めているのでしょうか。

杉山農政総務課長 昨年度の農政部の決算の状況、そのうちの公共事業の部分ということです。昨年度の決算は、歳出では202億円になっております。そのうちの投資的経費、普通建設の事業費としては142億円ということで、約70.3%になっております。

小越委員 農政の予算のうち約7割が公共事業、投資的経費に充てられ、3割が、いわゆる農業に直接かかるものかもしれないのですが、農業の中の占める公共事業の割合が非常に高いと思うんです。農業政策そのものは、農家の方にどのくらい支援が行くかということが非常に少ないと思うのですが、例えばこの農業整備の7割によって、生産額、効果がどのくらいあったとお考えなんですか。

杉山農政総務課長 ストレートにどのくらいというのは非常に難しい話ではないかと思えます。ただ、生産額とすれば、昨年度の農業生産が約900億円ということで、その前年度とそれほど変わらないということです。毎年投資的経費も70%前後で推移しているということで、影響とすれば毎年それほど変わっていないと理解しております。

小越委員 毎年100億円とか142億円、7割近く投資をしても、農家の方に直接それが見返りになるかどうか、非常に疑問がわいてくるんです。今、事業仕分けの中で、農道の整備のところは、廃止とか見直しとか出ていますけれども、やっぱり農業予算は農道整備ではなく、農家の方々に直接支援する、そういうものにもつ

と重点に置くべきだと思います。そうしますと、昨年度は残り3割が、農家の方に直接補償というか、直接行ったと考えてよろしいでしょうか。

杉山農政総務課長 先ほど言いました7割が投資的経費ということですので、3割はソフト面に使われたということですので、必ずしも3割が直接補償ということではありません。

小越委員 やっぱりこの農業問題では、戸別補償、所得補償を含めて農家の方々にしっかり農政の予算が行くように見直しをするべきだと思っております。

(決算審議資料について)

3点目に、ここで言えばいいのかちょっとわかりませんが、決算審議に当たったの考え方についてお伺いしたいと思います。

10月議会の後、決算書が渡され、議案として提案されたのですけれども、今、この決算委員会で審議された意見、要望、不当な事項ですとか、特別に留意する事項、これは今後どういうところに生かされて、どこで判断できるのでしょうか。

それは出納のところでも聞きますけれども、この決算の出された資料についてお伺いします。

私も決算特別委員会は初めてなんですけれども、この決算の資料を見ますと、決算書は数字が並んでいるだけです。この数字は間違っていないと思うんです、足し算、引き算の問題ですから。

もう一つ、どんな事業が行われて、どんな成果があったのかということが、議会の中で審議していく一番の中身だと思います。その中で、主要施策成果説明書があるのですが、これは地方自治法に基づいて報告するとあります。これでは非常にわかりにくいと思うんです。そして、チャレンジ山梨行動計画に沿った形で作成され、これだけしかないのですが、なぜこの資料だけなのでしょう。

山本出納局次長 主要施策成果報告書は知事政策局で作成させていただいていますが、決算特別委員会へお出ししている資料自体は出納局のほうでまとめておりますので、私のほうで答えさせていただきます。会計管理者が調製する決算書等の書式は、総務省令、地方自治法の施行規則で定められておまして、お出ししてある何種類かの資料と、参考資料としまして、歳入歳出決算書の概要を各部局に作成をお願いしているのですが、その内容が不十分といいますか、見づらいということでしたら、また今後、関係部局とも協議いたしまして、より工夫をしていきたいと考えております。

原間政策参事 知事政策局で主要成果説明書の作成業務をさせていただいております。この主要施策成果説明書につきましては、小越委員御指摘のとおり、地方自治法の第233条の第5項の規定に基づき議会への提出が義務づけられているところですが、主要な施策のとり方につきましては、自治法の解釈上、自治体の任意とされているところがございます。このため本県では、平成19年度に策定をしたしましたチャレンジ山梨行動計画が本県が重点的に取り組むべき施策・事業を掲げているということから、これを主要な施策ととらえることが適当と考えまして、その考え方に立って主要施策成果説明書を作成しているところがございます。

小越委員 チャレンジ山梨行動計画ということは、横内知事の主要な施策でなければここに報告が載ってこないわけですね。私が審査の中で雇用対策のことが一つも載っていないのはなぜですかと言ったら、チャレンジ山梨行動に載っていないからということでした。去年の一番の問題のことを主要な成果のところの一つも書い

てない、どういう決算審議かと私は思うわけです。別にチャレンジ山梨行動計画に沿わなくても、県の段階で主要な成果はこれだったと思えば、それに合わせなくても出るわけですよ。大抵ほかの市町村では決算資料というのは物すごく厚く出てきます。物すごくいっぱい出てきます。もっと細かく出てきます。

大体、昨年度との比較、実施、昨年度に比べてどのくらい参加者がふえたのか、どういう効果があったのか、それがなければ決算審議にならないと思います。金額だけではなく、中身がないとできない、この主要な成果説明書だけでは県政全体がわからないと思います。

ちなみに、きょう、貸してもらってきましたけれども、甲府市では主要な成果説明実績報告が、こんなに厚いです。これだけではありません。まだあります。そして、この最後には全部の補助金の事業を含めて全部書いてあります。予算の出資金なのかなど、全部書いてあります。

このくらいないと、審議の中で、これは何に要するのか、これはどうなっているのか、昨年と比べてどうなっているのかという質問がありましたけれども、この主要な成果説明書ではわからないんですよ。ましてやこの決算書では数字が並んでいるだけで、一体昨年度の決算はどういうことにお金を使って、どういう成果があって、どのくらい参加して、どこが課題なのかも見えてこないです。

甲府市ぐらいにしなくてもいいかもしれませんが、せめて前年度の比較、そして、予算のほうは課別説明があるわけですから、課別ごとのこういう問題などがもっとわからないと、これは決算審議にならないと思うんです。この資料について見直しをするべきだと思うのですが、いかがですか。

原間政策参事

本県の主要施策成果説明書につきましてはかねてより、網羅型ではなくて決算認定に係ります年度における主要な施策・事業を記載するという形でこれまでも作成をし、議会に提出をさせていただいております。これにつきましては、限られた時間の中で、県の膨大な事業に係ります決算の概要を先生方に御理解いただきまして、効率的に審議を進めていただく上では有効な方法だということで、これまでも議会側からも御理解をいただいていたことによるものだと考えております。

委員御指摘のとおり、すべての事業を網羅する形にはなっておりませんが、基本には先ほど申したような考え方、あるいはこうした経緯があることについて、御理解をいただきたいと思っております。

なお、主要成果説明書に記載のない案件につきましては、個別に御照会をいただければ、その都度、対応をさせていただきたいと考えております。

(主要施策成果説明書について)

内田委員

私の中では完全に関連しているんだけど、委員長がどういう判断をするか。

今の小越委員の質問について、私も非常に疑問を持っている点がたくさんあって、こういう機会でないとなかなか聞くことができないので。例えば20年度の場合に、予算化をして、結局その予算を使わなかったという場合は、これを成果というのかどうか。

成果というのは、まさに実がなって、その結果こういうものが出てきたというもので、あることをやろうと思って、それをやらなかった、あるいは凍結をしたという場合も、これは成果と言っていいのではないかなと私は思います。無駄な金を使わなかったということですね。

そこで、私は、北口の高度情報化とリンクした件を聞きたいのだけれども、これは本来であれば多分企画だと思うけど、きょうは局長が来ているから多分ここでいいと思うのだけれども、こういうものにも一切触れていない。私はこの見直

しをするときにも、我々の会派の質問のときにも言ったのだけれども、結局県民には何も伝わらないんだよね。去年を思い出してください。12月の議会、それから2月議会にかけて、私は2議会にわたって質問したのだけれども、結局は知事は凍結をしましたよね。そして今に至っているわけです。そろそろ1年がたとうとしている中で、何の説明もない。

議会というのは、まさにそういうものを一般の人たちにもわかりやすく明らかにしていく使命も持っていると思うんです。我々だけがわかっていればいいということではないんだね。我々は票を投じてもらってここへ出てきているから、そういう責任もあるわけです。まず、その点について、これ、本当は知事の考えを聞きたいのだけれども、この前言ったときも知事はそれについては答えなかったですよね。どう考えているのか。一連の動きの中で、20年度の凍結は成果としては出てこないのですか。どう処理をしているのかというのを聞きたい。

平出知事政策局長 今、内田委員から個別の案件についての御質問をいただいたわけですが、そもそも主要施策成果説明書は先ほど政策参事がお答えをしたとおり、取りまとめの中身につきましては、各地方公共団体の判断でということになっておりますから、基本的には、繰り返しになって恐縮でございますが、チャレンジ山梨行動計画の中に掲げた事業につきまして主要施策成果説明書を調製させていただいていることが前提でございますことをまず御理解いただきたいと思います。

個別の案件につきましては、また後ほど、次の議会にチャレンジ山梨行動計画の見直しをさせていただくということで御提案をさせていただくことにしていますから、またそこで御議論をいただければと思います。まず、基本的にはチャレンジ山梨行動計画に掲げた事業を調製させていただきました。従来からもこのような手法で作成をさせていただいてきたという前提がございます。まず、そのことを冒頭で御理解いただきたいと思います。

内田委員 そうすると、これは今、20年度の決算をここで論じているのだけれども、あの計画はまさに20年度の計画の中に入っていて、チャレンジ山梨行動計画の中に文言として入っていないからいいんだと、私にはそういうふうにとれるんだよね。そうすると、我々はここに何をしに出てきているのか。

チャレンジ計画というのは、あれは知事選のときにマニフェストみたいな形で作ったんだよね。それに出ているものだけが行政ではないんです。しかも、決算というのはその年度のすべてを網羅したものをここで審議するわけでしょう。監査委員さんもそうだと思うんですよ。数字だけ合っていればいいということではないでしょう。これは後で監査委員のところがあるから、そこでまた聞くけれども、とりあえず我々の役目というのをここで私は果たしたいわけです。だから、これに出ていけばオーケーですよということではないと私は思う。そうしないと、一般の県民にも、この今私が論じている問題は全然つながっていかない。どこへ行っても聞かれる、凍結して、その後、あれはどうなったのかと。何もないじゃないですか。どういうふうになるんですか。この決算との関係ではどういう評価をしているのですか。

平出知事政策局長 個別の施策・事業につきましては、今、たまたま具体的な事業名をお示しになられたわけでございますけれども、その成果はどう明らかにすべきかという御意見でございます。まず、チャレンジ山梨行動計画が前提だというのは、すべての県の事業は千数百ございます。それを効率的に御審議いただくためにはということで整理をさせていただいたものが、この主要施策成果説明書でございます。

成果につきましては、もちろん成果をお示しできるものもございますし、継続

して時間のかかる事業も、教育でありますとか道路事業というものもございます。したがって、直ちにその事業を把握できないようなものもございますものから、当面、一番わかりやすく御理解をいただくためにということでチャレンジ山梨行動計画を前提にさせていただいたということでございます。

内田委員

多分言っていることがかみ合わないのですが、私が言っているのは、成果というのはプラスの部分だけ出せばいいということではないんですよ。計画したけれどもできなかったという評価も、みずからすべきだということを言っているのですが、そういうものがこの中に出ていなければ、これを私が私の支持者に見せたらわからないでしょう。それを言っているんです。そういうものは要らないのかと言っているんですよ。

行政の中にはそういうものがあるでしょう。マイナス的な意味でやらないということが出てくるわけじゃないですか。そういうものもある意味では成果だと私は思っている。どうしてかといえば、無駄な金を使わないということですよ。そうじゃないですか。

博物館もまた後のときに言うけれども、あの当時、百何十億とかけたわけでしょう。今になって、皆さん、今から博物館をつくらうという人、いますか。それを言っているんだよ。5年たってみても全く勉強にならないじゃないですか、。そっちのほうが本当は重要なんです。こういうものを出すよりもそっちのほうが絶対重要だと思う。そういうものが出ていないから言っているんですよ。将来のために全然なっていない。やり方を変えてもらいたいです。

平出知事政策局長

プラスの成果だけでなくという御指摘でございます。今、やり方を変えていただきたいという御発言もございました。御発言の趣旨も踏まえながら、今後、主要施策成果説明書、いわゆる議会のほうに出させていただく実績というものの調製の仕方はどんな形にできるのか、検討させていただきたいと思っております。

(行政評価について)

丹澤委員

先ほど岡委員のほうから政策アセスメントの見直しの成果はどうかという質問がありました。政策アセスメントというのは今まで長い間県がやってきましたけれども、労力の割に効果が少ないということで職員にも悪評だったし、やったところで、財政課がこんなもの、やっても全く何の価値もなかったということでやめてしまい、今現在は行政評価という形に変えたと言っていましたね。その行政評価というのは、自主的に事業を選定して自己評価をするという趣旨ですね。自分で選んで自分の仕事を自分で評価する、これで成果が上がると思っておりますか。

市川行政改革推進課長

今、御指摘いただきましたように、平成11年度から政策アセスメントを実施いたしまして、昨年度から行政評価に変えております。

行政評価は、委員の御指摘のように、自主的な評価を行っております。今まで何度も事業の見直しをしてきまして、やはり労力というものもかなりありました。その労力に見合わない結果ということも指摘がございまして、そこで制度自体の見直しをしておりますが、もともとの対象になる事業を毎年毎年見直しして、どんどんこの事業については絞ってきている状況があります。そして、ここに来ると、これ以上、絞れないという状況に来ていることは確実でございます。

そうしたときに、昨年度からですが、いろいろな意見をいただきながら検討をして、ここからは自主的に評価をすることがいいのではないかと、ただ、すべてを自主的にするだけではなく、自主評価をした後で、特定テーマ等、決めているも

のについては外部評価も実施をしております。

そういうことで、今まで本当にできるところはやってきた、これ以上、なかなかできることがないということを踏まえながら、積極的に自主評価をしようという形で進めております。

丹澤委員

県庁職員が自分の仕事を自分で評価して、自分でいいか悪いか判断しろということですが、それで本当に、この仕事、おれのやっている仕事は無駄だと思って、やめますかね。

僕も予算を組むときにどうしたかという、まず、自分の課の仕事を全部表にして、そして、自分のやっている仕事はこういう仕事、こういう仕事だといって、それに関してはこういう施策、これについてはこういう施策とやりますよね。だから、漏れなく全部、自分の課の仕事なら必ず事業が1つつく、あるいは2つつく。それを自分でなくしてしまったら新たな事業を考えなければならないじゃないですか。そこで空欄にできないでしょう。それを自分でやれと言ったら、考えるのが面倒だから去年のとおりだと。

僕は再三、本会議でも、代表質問で言ったけれども、職員を減らしましょうと言っているんですよ。職員を減らすときには、無駄な事業だと思って皆やらないと思うから、優先順位の低い事業からやめましょうと。そうしていかないと、事業量って減らないですよ。

でも、自分がさっきも言ったように、この仕事に対して、これは効果が上がらないからやめる。やめたときにそこが穴があいてしまうから、何か考えなければならぬ。面倒くさいから今までどおりだと。

今、成果が上がっていると言っていましたけれども、僕は成果説明書を見ても、今、地方空港というのはみんな廃止の憂き目に遭っていますよね。今から飛行場をつくるなんていうところはどこもないです。だけど、この成果説明書の中に、コンピューターを検討すると書いてありますよね。こういう仕事というのはまだ必要だと思っているのですか。

市川行政改革推進課長 ただいまのコンピューター空港については私の立場ではお答えすることができませんが、今の行政評価の基本的な部分で、業績評価を主体に実施しているということと、今、職員の削減も進んでいる中で、少しでも行政サービスを低下させないことを前提に一人一人の負担を少なく減らしていきましようということと、今年度もチャレンジミッション'09において、部局共通の取り組みとして、業務改善の徹底を進めております。そういう中で、一人一人が自分のやっている仕事というものをしっかりと見直しして、本当はかなり丁寧にやり過ぎているような部分も少しはあるのかもしれない。そういったところを少しでも見直すということで、今、積極的に各部局長が先頭になって進めております。ですから、自分の仕事は常にこれでいいのかという認識を持って、一人一人が業務に当たっていると考えております。そういう中で減らせるものは減らして、新規の事業に、本当に必要なものに振り分けていくという形で進んでいると考えております。

丹澤委員

今、コンピューターは私のところではないからわからないと言いましたが、あなたは行政改革推進課長さんなんでしょう。全体の仕事を見て、これは無駄か無駄でないか、そういうことを判断する課長さんなんでしょう。その人が、コンピューター空港の適地、需要などについて再検討を行う、こういう事業がまだ残っていることに対して、私としては判断できないと。そうではなくて、そういうことをしなければならぬ立場にあるのではないのでしょうか。それを自主点検でやらせるというのは無理ではないかと思えます。

だから、今のこのやり方、行政評価の自主点検、自主選択、自己評価という方法は、これでは成果が上がらない。今、特定テーマでやっていっているけれども、特定テーマというのはどういうふうに選んでいるのですか。

市川行政改革推進課長 特定テーマの選定の仕方でございますが、今年度の特定テーマは多大な時間を要している事業ということで、43事業を対象に評価しております。

今年度、このテーマを選定しましたのは、先ほども触れましたが、チャレンジミッション'09において業務改善の徹底ということがありますので、それを踏まえて、長時間、600時間以上を要している事業を選定しております。それだけ長い時間を要している事業というのは、プロセスをしっかりと見直ししていけば、どこか少しでも無駄な部分が削減できるとか、一部は外部に委託ができるようなものがあるのではないかと、そういう趣旨で今実施をしております。ここには外部評価もしっかりと加わっておりまして、客観的な評価も入っております。

ということで、今年度は多大な時間を要している事業、600時間以上の事業の評価をいたします。

丹澤委員

時間を要しているからだめだという観点でなくて、成果が上がらないからやめる。成果がどうなっているかというのがまず大事ではないかと思うわけです。だから、そういうことに視点を当ててやらないと、時間が長いからこの事業は無駄ということではなくて、時間がかかり、金がかかっているにもかかわらず成果が上がらない、そういうことを見直す必要があると、僕は思います。

もう一つ、先ほど、今まで自主点検に移したのは、対象事業をいろいろやってきてもうなくなったと言うけれども、事業というのは毎年毎年新しくなっていくわけでしょう。それを1つずつ、本当にこの事業は成果が上がったのか上がらないのか、そういう評価をしていくというシステムが大事。そのシステムが、自己選定、自己評価では、正しい評価ができないと僕は思っているんですよ。それを課長さんは、いや、これが一番正しいと言うのであれば、何ゆえにこの方針が一番いいのか、また、変えるべきであればどう変えていくのか、お答えをいただきたいとします。

市川行政改革推進課長 今やっております行政評価につきましては、今までの考えの中で進めておりますので、とりあえずはこの形を続けていきたいと考えております。そして、自己評価だから成果が上がらないということは決してないと考えております。

行政評価につきましては、成果を重視しているところもありますので、一つ一つの事業が活動量がどうであるのか、そして、意図した成果が上がっているのかという、基本的な部分をしっかりと把握した上で進めておりますので、今の形として間違っているとは思いません。ただ、今後もこれで十分かといったら、そうとは言えないと思います。必要に応じて当然見直しをしていかなければならないと考えています。

丹澤委員

この方針が正しい、では、聞きますけれども、パーク・アンド・ライドをやっていますよね。ずっと同じことを昔からやっていて、残っている。そういうものが残っていて、一つ一つ見たら、これは10年も昔から同じことをやっているが、それは自主点検をして、ちゃんと見直しができると言い張るわけですか。

僕は1つずつ挙げろと言えば挙げますよ。こんな事業、今からやっていて何になるのか、どんな成果が上がっているのかというものがたくさんあるんです。そういうものは省いていかないと、職員は減っているんですよ。それをこの自主点検のままずっとやり続けるというのであれば、これは職員は命を失ってしまう。

市川行政改革推進課長 現在の制度をずっと続けていくとは考えておりません。先ほども申し上げましたとおり、当然、必要に応じて見直しを行っていきます。そして、事業それぞれを見てみれば、長い間実施をしていて成果が十分なのかといったことも確かにあるかと思えます。今年度も特定テーマで評価をした中で、外部のアドバイザーからこれは少し考えたほうがいいのかという評価もいただいております。そういうものもしっかりと踏まえて、それぞれの所管課に返しまして、今検討していただいているようなものもございまして、成果が上がらないということはありませんので、ぜひその辺は御理解をいただきたいと思えます。

丹澤委員 一番手っ取り早いのは、財政課が予算をつけないければ、こんなもの、皆さんがいくらやったって事業廃止になるんですよ。また、みんなが必要だと言ったら、財政課が予算をつける、逆のことだってあり得るわけだ。すべて財政課が主導権を握っていて、こんなこと格好ものですよ。最終的には財政課が必要だと思えば、この事業が落ちているから入れろと言えば、廃止しようと思っても入れる。やりたいと思っただって逆に落としてしまう。

もっとしっかり説得力ある方法でやらないと、財政課が今国と全く同じで、財務省が予算をつけないければおしまい。山梨県もそうでしょう、やり方は。皆さんがいくらこんな行政評価をやりましたなんて言っても、最終的には財政課がつかないから事業にならないだけの話ではないですか。この行政評価というのは、財政課をも動かすような、そういう仕組みになっているのですか。

市川行政改革推進課長 行政評価は、それぞれの事業を評価いたしまして、変更の必要性があるかどうかということまでが範囲となっております。しかしながら、財政課で予算査定をする際には、その行政評価をした資料を常につけております。財政課と当課では連携を常にとりながら進んでおりますので、例えば行政評価で、変更の必要性があるということが出ているものについては、財政課がそれを無視してやるということではなく、しっかりとその辺を踏まえた形で予算査定をしてもらっていますので、その点については、この行政評価をやったからといって、そんなのは意味がないということはないと思えます。

丹澤委員 では、行政評価で廃止、縮小と決めたものは、すべて財政課がそれを尊重して、予算設定しているんですか。

市川行政改革推進課長 すべてそれが生かされているとは決して申しません。しかしながら、きちんと行政評価の結果を踏まえながら予算査定はしていただいていると認識をしております。

丹澤委員 行政評価をしたことを財政課が尊重しているといっても、財政課があくまでも主導的な立場に立ってやっているわけでしょう。この評価は絶対的なものだ、全庁的な合意のもとにやっているんだ、だから、査定に当たっては、財政課がまずこれをきっちりと尊重するということをしていかないと、いつまでたっても国から来ている総務部長と財政課長に、山梨県の事業を全部選定されてしまう。だから、その辺を、きっちりと確立するような方法にしないと。

平出知事政策局長 今、丹澤委員のおっしゃるように、そもそも行政評価というのは県民本位の行政、そして、限られた財源、限られた人材の中でいかに効率的に行政を行うか、そして、もちろん成果を上げることだと思っております。

現状では、行革課長が答弁を来させていただいておりますように、行政評価制度をアドバイザーも入れる中で行っているわけですが、この制度を未来永劫続けるとは申ししておりませんで、見直しも考えていきたい。先ほど岡委員からの御指摘で、仕分けのことにも触れられておりましたけれども、トータルで考えまして、所期の目的を達成するためにどういう方法がいいのか、それは、仕分けのことも研究させていただきながら方向性を出していきたいと考えております。

(行政評価について)

内田委員

先ほどの岡委員の質問にもリンクするのだけれども、私は、今のやりとりも聞いていて一番かみ合っていないのは何かというと、やっぱり外部の評価を主にするか内部の評価を主にするかということだと思います。

何で私がこんなことを言うかということ、小泉総理が退いてから、ついこの間のことなんだけど、ある選挙のときに話を聞く機会があり、その中で彼は、今、民主党が攻勢に出て、霞が関の埋蔵金や、無駄を省いてということを行っているけど、できないよと言うんですよね。何でできないのかということ、国家公務員、それから特別行政法人にいる人たちの一人として、おれたちは職場で無駄は一円もしていないとみんな思っていると言うんです。総理大臣をやった人が言っているんですよ。そのくらい中央集権がずっと続いてきたわけです。自分たちの中で今やっていることは全然間違っていない、そういうものがあるんです。

だから、切りかえるということは、さっき岡委員の議論の中で改革派の知事が何人か出てきました。私、全くそのとおりでと思うんです。つまり、トップがそのくらいの荒療治をしなければ変えられないと思う。私は今の課長と丹澤委員のやりとりを聞いていて、そう思いました。

要するに外部を主にしないと変わらないんです。内部では変えることはできないと私は思う。その辺の切りかえをきちっとしていかないと、何年同じことを続けていっても、さっき19年度の成果が3億幾らぐらいと言いましたかね、そのレベルですよ。そんなものでは、その10倍とか20倍の効果は出てこないですよ。

だから、私が言っているのは、今自分がやっていること、課長さんがやっていることが、これがいいんだということ一度捨てるということですよ。さっき、パーク・アンド・ライドだとか、幾つか出てきたけれども、すべてそうだと思います。そういうことも含めて、ぜひ私も変えていってほしい。

だから、我々が何で選挙のときに、一生懸命になってあんなに政策に取り組んだかということ、改革派の知事になってほしいということなんです。そうしないと、この県は、変わらないんですよ。そこを言っているの。そうすれば財政課長だって本来だったらプロパーなんです。そういう課長を育てていくということすれば、山梨県は変わるんですよ。今みたいなことを続けている限りでは絶対変わらないと私は思う。これ、課長ではなくて局長から、その辺も含めて答弁ください。

平出知事政策局長

今の内田委員の御意見でございますけれども、先ほど丹澤委員のときにもお答えを申し上げましたように、何が大事なのか、もちろん成果を上げること、そして、県民の皆さんを主体にした県行政を進めるように、今、外部を主にという御提案もいただきましたので、これらは十分踏まえながら研究をさせていただき、また、変えるべきところは変えていきたいと考えております。

内田委員

さっきの丹澤委員の質問に対する答弁の中に、とりあえずこれを続けていくと

言っている。それがもうだめなんだよ。とりあえずという言葉をもう使わないでほしい。とりあえずなんていうことを言っているうちは絶対変わらない。変わらないですよ。議会改革も同じです。きょうからやらなければ変えられないんですよ。その辺の意識の問題だと私は思います。

市川行政改革推進課長 本日は行政評価につきましてたくさんの御意見をちょうだいいたしました。その中で本当に参考になるものがたくさんあったと考えております。ですから、今後、十分参考にさせていただきながら、しっかりと考えて進めていきたいと考えております。

(休 憩)

主な質疑等 教育委員会、出納局、警察本部、人事委員会、監査委員、労働委員会、議会関係

(博物館の運営について)

内田委員

先日の部局別の審査のときにいろいろな点についてお聞きしたのですけれども、私は博物館そのものについて反対をしてきた立場であります。開館からまだ5年はたっていないと思いますけれども、5年あるいは10年、さらに15年と、5年刻みぐらいの1つの節目だと自分でも認識をしてきました。5年という節目で見る限りは我々が予想したとおりになってきたと思っています。

この前の審査でも話をしたのだけれども、オープンしてからまだ5年たっていないですよ。たった5年、あるいはもう5年というかもしれないけれども、今、建設を始めたときからは5年たっていると思います。5年たった時点で、教育委員会の関係の皆さんに、今のこの時点で博物館がまだなかったとして、さあ、今から百二十何億かけて博物館をつくったらどうかという考えが出てきたときに、恐らくだれひとりとして賛同する人はいないと思うんです。

ということは、やっぱりお金をかけて物をつくって運営をしていくことは、すごく大変なことなんです。今、北口でまさに問題になっている、凍結をしているものも、すべて同じだと思う。たった5年ただただで時代は変わる。世の中の状況も変わるし、だけど、過去を振り返ってみてしようがないなと、それだと、政治の世界や、あるいは行政の世界は、先見というものが要らないということになってしまう。少なくとも5年10年ぐらいの先は見通す力がなければ、担当することはやらないほうがいいと思うんですよ。そういう議論をさんざんしてきたけど、今があるわけです。

そこで、スタートしたのだからどうすればいいかといったら、つくったものを、あるべき目的のために、それに向かって全力を挙げていくということがつくった人たちの責任でもあるし、議会サイドの責任でもあると私は思うんですよ。そういう中で、この間、私は議論をしたつもりです。

そこで、普通は、どこの博物館あるいは美術館でもそうだけれども、すごくいいことばかりでオープンさせるんですよ。私の記憶している限りは、山梨県の場合、文化的な価値のある、歴史的な価値のあるものが散逸してしまう、そういうものを防がなければならない。確かに私もそうだと思う。だけど、それがメーンであったならば、何も百何十億もかける必要はない。そのための収蔵庫をつくってやれば、それで足りる。それから、もっとほかの議論では、山梨県の中には、博物館に収蔵をして万人に見せるほどのものは、そんなにはないのではという議論も一方ではあった。

今まさに5年たたない中で、当初予定した年間10万人は、クリアできないんですよ。我々たちはもうわかっていて、絶対にそうなると思っていた。なぜかと

いうと、教育長、よく聞いてください。アンケートをとってみてください。有料で入場する人、あるいは小学生、中学生でも結構です。子供たちが入場してきて、その人たちに、感想と、もう一回ここへ来たいか、そういうアンケートをぜひとってみてください。私が聞く限り、県外の観光客は余り来ないですけど、県内の私の支持者で博物館へ行ったという人もいて、聞きますと、二度と行かないという人のほうが多い。これ、間違いないですよ。そして、もうちょっと中が違うと思っていた、そういう感想も非常に多い。そういう状況で私は今来ていると思う。

この間の議論だと、企画展や、特別展をできるだけ多く開いてカバーしていきたいという話だったのだけれども、私はちょっと筋が違うと思う。つまり、特別展や企画展というのは、基本的にほかのところから持ってくるわけですよ。例えば京都から借りてきたり、あるいは、武田信玄にまつわるものがどこかにあったらそれを借りてきたりということをしてやる展示会だと思う。それがメインであつたらいけないと私は思うんですよ。やっぱり、今収蔵しているもの、あるいはあそこで常に展示できるもので、県民あるいは観光客に見てもらおうということがメインでなければいけないと思うのだけれども、まず、その点について、20年度の決算を踏まえてどういう考えを持っているか、お聞かせください。

三枝学術文化財課長 今、委員から言われたように、3年目にして一番入ったのが、この前資料を出しましたように、18年度です。それに比べまして、開館からちょうど3年目ということで、昨年の数字ですけども、常設展で入館者数が45%、企画展で22%、全体で33%というように落ちております。

そういったことも踏まえる中で、先ほど委員からもありましたように、5年目が1つの節目ということで今までいろいろ取り組んできております。20年の数字を、実績を底とするということで、ことし一生懸命頑張っております。話題性のある企画展や民俗芸能等を紹介したり、イベントの開催、博学連携の強化、広報活動の充実など、総合的な集客対策をする中で、今年度は10月末現在で約8万3,000人と、昨年の同期の6万2,000人を3割以上上回っているという状況であります。そうした中で、企画展の入館者数が昨年の実績を上回るとともに、常設展のほうも1割以上上回るなどの実績を上げているところでございます。

今後もしょうしたことで、子供たちや県民が山梨の風土と歴史をしっかりと理解し、誇りを持って語れるような博物館として役割に努めていきたいと思っております。

内田委員

先ほど挙げたパーセントでの20年度の数字、常設展が45%ですよ。それから、企画展に至っては22%、トータルで、合わせて37%で、3分の1ぐらいということなんですよ。3年目にして当初計画したものの、3分の1。これは、異常な数字ですよ。普通は5年目ぐらいまでは右肩が上がっていくんですよ。それが3年目でもう3分の1のラインまで落ちてきたというんです。

明野のごみの問題と一緒にしてはいけないけど、計画というのがいかに甘いかということ。博物館建設計画そのものが甘いと思ってるから、そっちのほうは甘くてもしょうがないかなとも思うのだけれども、とにかく年度初めに計画するそのものをやっぱり変えていくべきだと思えますね。

この前も言ったのだけれども、予算を組んで、決算期に予定しただけ収入がなかったというときに、次の年度へ計上するのに、また同じことをやるんだよね。そうすると、結果はまた同じように出てくるんです。それを何年か続けているわけだ。

そういうことからいって、抜本的な改革を図るべきだと私は思うんですよ。抜

本的な改革は何かといたら、私はなしにすれば一番いいと思うんです。思いきって、山梨県立博物館は、なしということにすれば、むしろ評価されると思う。だけど、それは恐らくやらないと思います。

今、博物館と名のつくものが2つありますよね。考古博物館があつて、県立博物館がある。美術館があつて、文学館があつて、科学館がある。この小さい県に大きい県が持っているようなものがすべてそろっているんだよね。こういうところがそもそも違っていたと私は思うのだけれども、今これを言うてもしょうがないことであるから、今後どう変えていくのかということ、教育委員会だけではなく、県庁内に検討をする組織をつくってもらいたいと私は思う。そういうものに一般の人もぜひ入れてもらいたいです。多分、そこでいろんな意見が出てくると思いますよ。それについて、教育長から答えてください。どういうふうに、これを、持っていくのか。

ただ、さっき言ったような企画展のようなものでは、1年ぐらいは続くかもしれないけれども、また同じことになりますよ。企画展、企画展といっても、ネタがたくさんあるわけではないです。毎回毎回、大トロとか中トロを出すわけにいかないんですよ。

松土教育長

ここ数年間の数値の推移につきましては、先ほど課長のほうから説明したとおりでございます。

ただいま内田委員から、決して歴史、文化という視点でもなく、また、社会教育施設の採算性についてということでもなくて、当初の、建設前からの先見性と、ランニングコストについての合理的なあり方という部分に対する御指摘がありました。今まで取り組んでまいりましたものに、短期の取り組みと中期の取り組みという2つのものがございまして、短期の取り組みにつきましては、もちろん広報活動であるとか、あるいは博学連携ということで、学校と連携をとりまして、子供たちに定期的にそこで勉強させる機会を教育課程の中で組むという方法をとっております。

もう一つは、やまなしの教育振興プランの中でも掲げているところでございませうけれども、歴史や文化に目を向け、その価値を知り、それを伝える心、この涵養ということで、若干中長期の時間がかかるものでございますが、子供たちに働きかけをしているところでございます。

例えば、笛吹市でふるさとの歴史や資料をもとにした読本を、独自に大人版、子供版をつくったというようなことで、若干時間がかかるころではございませうけれども、そのような中長期の取り組みをしているところでございます。

また、博物館の活性化に向けてまだまだすべきことはあろうかと思っております。これから最善を尽くして活性化に向けて努力していきたいと思っております。

ランニングコスト、運営のあり方等については、教育委員会よりまた枠をさらに大きくするという指摘についても、こちらとしても承知しておるところでございます。いずれにしましても、ベストを尽くして施設の活用を図るということで御理解をいただきたいと思っております。

内田委員

今の答弁は、私がこういう質問をするから、あらかじめこういう答弁をしようという多分考えてきたものだと思うのだけれども、私が言っているのはそうではないんだよね。そういう抜本的な改革を検討するような組織をつくったらどうかということだけど、そういう気持ちは多分ないと思うんだよね。

そうすると、これは、県の組織はいつもそうだと思うのだけれども、何か1つ大きい問題が生じたときの対応の仕方は、今、教育長が答弁したようなことを多分二、三年続けていくと思うんだよね。そして、これがもっとひどい状態になった

ときに、さあ、どうしようかと。そのときだと遅いと私は思うんだよね。

だから、博物館のありようについてというのは、やっぱり検討するべきだと私は思うのね。5年を前にして検討すべきだと私は思う。

これは私たちがいろんな理由で反対もしたのだけれども、さっきランニングコストという話が出て、まさにそうなんです。この時代に、多分4億円以上のランニングコストがかかっていると思うのだけれども、あそこに4億何千万というお金をかけるということが、非常なことなんだよね。だけど、県の職員、教育委員会の人たち、どのくらいその意識を持っているかはわからないけれども、それほど切迫感はないと思う。

あそこで一番楽しいというか、いい思いをしているのは学芸員さんですよ。どうしてかという、自分が一番好き好んで選んだ職業で、好き好んで選んだ研究ができるんです。だけど、そのためにつくったのではないんだよね。そこを間違えてもらったら困る。これは環境科学研究所から始まってすべてそうなんです。あの人たちを食べさせるためにつくったものではない。それだけの返りを山梨県の中に還付してもらおうためにつくっているんですよ。そして、あの博物館をつくったおかげで、山梨県の小中学生にはすばらしい教育ができたという成果が出るかどうかということなんです。

今、場所の問題を言ってもしようがないのだけれども、そういう子供のための施設ということだけに限ってみても、場所は適切ではないし、いろんな意味で問題ありなんです。そういうことも含めた検討というのはしないのですか。

松土教育長

抜本的な検討をということでございますが、おおむね5年ほど前に一度は県のコンセンサスとして、あそこに方針が決まりました。その後、博物館の展示そのもの、また、運営の両方の視点から意見と評価が分かれているところではないか、それは御指摘のとおりであろうかと思えます。

ただ、教育委員会より外での協議するような機会をとすることは、教育委員会単体では企画することができないわけでございますけれども、多くの意見を聴取して、今まで以上に第三者意見等も十分聞き入れる、また、私たちが幾らベストを尽くすといっても限界があるところでございまして、外部の人たちのお知恵等も拝借する中で、より活性化できる方法を模索してまいりたいと思っております。

内田委員

これだけはこの場で約束してもらいたいと、思うのだけど、1つは、今言った抜本的な改革ということを考えていくということ。ことしつくれということを行っているのではないんですよ。そういう方向をぜひ考えてもらいたい。なぜかという、これ、あと5年たったときは多分もっと困ると思うんです。そういうことがわかっているから。

もう一点は、さっき私が言いましたよね、アンケートをとにかくとってみてください。どういう感想を持っているのか。そういうこと、今までしてないでしょう。だから、教育委員会サイドに切迫感がないと言っているんです。普通は、やりますよ。だって、3年にして目標に掲げた3分の1になってしまったということは、普通はそういうことをやるのではないですか。そういう努力が足りないと思う。それだけ教育委員会サイドの個々の心の中にそういうものがないんですよ。つくってしまったのだから、それをやるべきですよ、そうじゃないですか。だって、あそこは20年たてば、つくったぐらいお金がかかるんですよ。200億以上のお金がかかるんですよ。そういうことがわかっているから言っているんですよ。それだけ答えてください。改革というのはそういうこと、変えるということです。

三枝学術文化財課長 今、委員の質問の中でありました、アンケートは毎年、県立博物館でも行っております。その中にもう一度この館に来たいですかという問いかけがありまして、「はい」と答えたのが87.6%、「いいえ」と答えたのが12.4%という数字が出ております。そうした意味で、来ている方についてはできるだけそういった魅力を持たすような努力を続けていきたいと思っています。

内田委員 私は今の答弁を聞きたくなかったのだけれども聞いたから。そのアンケートは、何人にとって、何人から返ってきたのですか。そういうアンケートのことを言っているのではないんだよ。90%近くがまた行ってみたいと思ったら、減るわけがないでしょう、考えてみてください。数字を挙げてください。幾人からアンケートをとったのですか。

三枝学術文化財課長 参加者は159名ということでアンケートをとっております。これは毎年実施しております、その結果も踏まえる中で、今後もそういったアンケートをとりながら改善するところは努めていきたいと思っております。

内田委員 そうすると、それ以上はやらないということだね。
だめだな、空回りしていて。これだけ問題点を抱えていて、少なくとも私はこの問題について一生懸命になっているつもりなんだよね。
答えるほうが150人で80%、そうすると、100人ぐらいがまた来たいと言ったということなんでしょう。それをまた続けていくということ、そのアンケートをやっていきますということですか。

三枝学術文化財課長 これも1つのアンケートという形で実施しておりますが、委員が言うように、もっと多くの人に聞く機会をまた検討していきたいと思えます。

内田委員 せっかくだから、そのアンケートの中に博物館は必要か否かということも入れてください。

(不納欠損処分について)

丹澤委員 不納欠損処分についてお尋ねをいたしますけれども、今、山梨県の収入未済額について、公法上の債権と私法上の債権と分けた資料が、お手元にありますか。

山本出納局次長 公法上か民法上かという仕分けではないのですが、ほとんどが県税ですので、公法上の県税とその他の財源という形で集計した結果はございます。

丹澤委員 では、それを教えてください。

山本出納局次長 平成20年度、件数が1万5,838件でございます。うち、県税が1万5,750件、使用料・手数料が8件、諸収入が80件でございます。

丹澤委員 私法上の債権は。

山本出納局次長 その明細をはっきり分けてございませんけれども、税を除いた使用料及び手数料が8件、雑入が4件で12件が私法上の件数だと思われま。

丹澤委員 それ、どうも違っていると思う。僕が聞いているものと合っていないけれども、これは監査委員事務局が出した平成21年度の監査結果の公報なんですけれど

も、ここには監査した課の分しか出ていないから県庁全体はわからないんですよ。平成16年以前の分からずと、平成9年以前までずっと先まで収入未済になっているものがここに出ています。僕の手元にあるものは、6,900件が債務者総数になっている。だから、本当はこれはもっとたくさんあるはずなんですよ、たまたま監査に当たったところの課の分だけだから。

公法上の部分は5年たてば時効で、時効の援用を受けることなく、自然的になくなりますよね。しかし、そうでない部分、つまり時効の援用を要する部分について、これが、例えば住宅のように、どこかへ行ってしまってよくわからない、納付書も到達しない。かといって、債権放棄の援用もしてもらえないという人には、納付書をいつまでも送り続けたら、県庁職員の業務量は減らないのではないかと。

これは安易に不納欠損処分をしろということではないんですよ。これはしては困る。高度化資金のように安易に不納欠損処分しろと言っているのではないんです。これは取れない、到達もしないというものがあるならば、不納欠損処分しないと事務量が減らないのではないかと思う。そういう指導を出納局でしていますか。

山本出納局次長

委員御指摘のように、債権管理の適正化を推進する意味でも、議会等に議決をかけて不納欠損処理を行うことは必要なことだと考えております。

しかしながら、財源の確保を図る意味で、きちんと債務を履行している大多数の県民の皆さんが不公平感を感じるような処理の仕方というのは当然十分に配慮する必要があるということで、現在まで本県では、議会にかけた債権放棄、不納欠損処理は行われておりません。出納局としてまとめて処理をしているわけではなく、各部局で処理した内容を協議しながら、その放棄理由や交渉過程等を一緒になって検討して審査しているという状況でございます。

丹澤委員

不納欠損処理も大変難しい問題で、これは税のようにとにかくちゃんと納めなさいと。だから、事前に、あなた、納めなくていいですなんていうことは言えない。これは当然納めるものだから、これは国民の義務だから、それはやらせなければならぬ。

そういうものはともかく、山梨県庁じゅうで何千件あるのか。ともかくここにある数課だけで、未収金が6,900件もあるわけですよ。納付書を送ったって着かない、時効の援用を受けたいけれども受けられない、相手がどこに行っているかわからない。相手がいれば、時効の援用を受ければ、これは時効になります。納めなくていいですと言えば、それはだれだってそうします。いつまでも納めるなんていう人はきつといないと思う。しかし、納付書が到達していない人がいるわけでしょう。そういう人は不納欠損処分してやらないと、いつまでたっても同じ作業をし続けなければならないではないですか。だから、そういうものをちゃんと見きわめて、やる。全部不納欠損する、それはとんでもない話ですよ。

労力ばかりかかって取れない、一番いい例が住宅ですよ。県営住宅の使用料は、どこか転居してしまえば、わけがわからなくなってしまう。しかし、それだってちゃんと追っていけば、住所を登録していない人はいないわけだから、必ず取れるはずだけれども、そういうこともしていない。それをむしろちゃんと指導してやるべきではないですか。

ここに6,900件もあるということは、本当は、これはもっと何万件分もあると思うよ。たまたま僕の手持っている資料の中では6,900件しかないけれども、いや、それは各課のことではなくて、債権管理をしているわけですから、出納局が、どういう方針でやるか、きちんとしてやらないと、職員が無駄な努力、

無駄な労力を提供しなければならないから、ぜひそういうことをしていただきたいと思います。

山本出納局次長 委員御指摘の件はもっともでありまして、先ほど申し上げましたように、協議しながら厳重な審査ということで行っております。

ただ、議会へ諮って債権放棄をすべきだという債権管理の最終的な判断は、貸し付けの経緯や、あるいはそれまでの徴収の経過等を十分熟知しております事業担当課が基本的には第一義的に行うもので、出納局は協力しながらいろいろバックアップしていくという立場でございます。

実は、16年に関係課長等から成る山梨県債権管理検討委員会という組織を立ち上げまして、いわゆる不良債権の効果的な徴収の仕方をどうするかというワーキンググループもつくって、年に何回か検討をされておりますので、今後もこういう組織を有効活用して、制度としてはあるわけですから、そういう形で不納欠損処理を的確に進めていきたいと考えております。

(経済困難な子供に対する施策について)

小越委員 教育委員会についてお伺いします。

昨年の高校の授業料免除者は1,431人とお伺いしました。全高校生に占める割合は何%でしょうか。そして、金額にするとお幾らでしょうか。

奥田高校教育課長 平成20年度の授業料減免額は、金額だと1億5,297万1,740円で、総額の7.24%になります。

小越委員 高校生全体の中で、1,431人は何%ですか。

奥田高校教育課長 全生徒のうちの数で言いますと6.98%でございます。

小越委員 授業料免除者は6.98%で、全国平均より低いと思います。先日、奨学金の受給者は602人と答弁がありました。その602人は全高校生の何%に当たりますか。

奥田高校教育課長 済みません、率は手元ございません。

小越委員 6.98%が1,431人ですから、602人だと、多分2とか3というパーセンテージだと思うんですね。私立の高校生も奨学金を受給できるわけですから、もっとパーセンテージは低いと思います。

もう一つお伺いします。

20年度の高校の退学者数は何人でしょうか。そして、その理由の内訳がありますか。

奥田高校教育課長 平成20年度の中途退学者は全県合わせて322人で、前年より24人減少いたしました。

小越委員 322人が高校をやめたというのは、1クラスどころか、1つの学校分くらいやめたということですか。

奥田高校教育課長 322人といいますと、大小はございますけれども、大体1つの学校ぐらいに当たります。

小越委員 その322人のうち、経済的問題でやめざるを得なかったという方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

奥田高校教育課長 私の手元にその資料がございませんが、一番大きな理由は、学校生活・学業不
適応が多いという現状でございます。

小越委員 その理由は調べてあるんですよね。今、手元にはないですね。
授業料免除者は少ないですけれども、だんだんふえていっています。そして、
特に昨年は、雇用悪化やリストラ、給料カット、親の収入の減少が厳しくなった
年だと思えます。経済不安が高校生に広がっているということはだれが考えても
予想できるのですけれども、それでは、もう一点お伺いします。
奨学金をもらっている高校生は602人で、多分2%という数字だと思うので
すが、小中学校の就学援助はどのくらいだったのでしょうか。

佐野義務教育課長 手持ちの資料で申しますと、要保護の児童・生徒のほうの補助の人数についま
しては、小中学校合わせまして35名でございます。

小越委員 準要保護はわかりませんか。

佐野義務教育課長 準要保護はつかんでいません。

小越委員 要保護というのは多分生活保護の方で、準要保護は市町村の基準で、生活保護
基準の1.2から1.5と、多分幅があると思えます。そこの準要保護は、県とし
て数字をつかんでいないということですね。

そこが問題だと思うんです。多分甲府市やほかでは10%近く就学援助が行っ
ていると思えます。北杜市や韮崎市でも6%とか9%という数字を聞いておりま
す。就学援助の子供さんはふえているんです。小中学校は義務教育ですから無償
です。だけど、就学援助というのは、学用品や修学旅行、アルバム代、給食代
のお金を見てもらえる。多分600人よりもはるかに多いと思えます。2%ばかり
ではありません。10%近い、恐らく8%とか7%という数字が出てくるはずで
す。

高校生になれば、活動範囲が広がりますから小中学校よりももっとお金がか
かるのは当然です。ですけど、この小中学校の就学援助に比べて、奨学金の受給
者は602人で、多分2%ぐらいしかない。これはなぜでしょうか。

奥田高校教育課長 やはり先ほど話がありました、授業料減免の趣旨が徹底したことなどが考えら
れます。

小越委員 授業料免除をしても、ほかにお金がかかるんですよね。義務教育は授業料免除
というか無償ですから、それ以外にお金のかかる分、学用品などを、就学援助で
出しているわけです。だから、高校も授業料を無償にする、と民主党さんがそう
おっしゃっていますが、それだけでは、この奨学金602人だけでは、何
ら対応策が打てないと思えます。なぜ奨学金受給者は602人とこんなに少ない
のでしょうか。

奥田高校教育課長 ただいま申し上げましたとおり、授業料減免の趣旨が徹底して応募がふえた
ということと、やはり、奨学金は貸し付けということもございますので、そういっ

たところもあるかと考えられます。

小越委員　　そうしますと、奨学金は貸し付けだから借りる人が少ない。全県で602人しかいないんです。今度、高校の授業料を無償にしていますが、それ以外にお金がかかるわけです。例えば、教材費、部活のお金、通学のお金、毎月幾らぐらいかかると県教委はつかんでいらっしゃいますか。

奥田高校教育課長　詳細に調査しておりませんが、学校によって、制服、それから教科書もそれぞれ違いますので、一概に幾らとは申し上げられませんが、多いところと少ないところでは、やはり差があると思います。

小越委員　　ということは、金額を全然つかんでいないんですよ。模擬試験のお金だけで1回3,000円ぐらい、そして、それが毎月のようにかかってくる。部活で遠征するときのお金、ユニホームをつくる。通学のお金、今度全県1学区になりましたが、山梨県は公共交通機関が発達しておりませんので、バス代がすごく高いです。このお金を奨学金で賄ったらどうかといっても、602人しかいない。返さなければいけないから、そして、今、雇用の問題もあり、返すことができるのか不安で仕方がないから借りないのではないのでしょうか。多分、貸与だからという話がありました。

では、お伺いします。

給付型の奨学金ではなくてみどり奨学会に統一したと言いますけれども、みどり奨学会では、今、幾らお金が残っていますか。

奥田高校教育課長　今年度予算は2億3,000万円を予定しております。

小越委員　　この前聞いたら、たしかみどり奨学金だけで1億5,000万円くらい基金が残っていましたよね。そして、授業料免除者に1億5,000万円かかっています。今度、授業料無償になると、この1億5,000万円、県が払わなくていいわけです。そうすると、このお金は浮くわけです。この1億5,000万円を、もし給付型の奨学金にすれば、低所得の方のための給付型の奨学金をつくることのできるのではないのでしょうか。

奥田高校教育課長　基本的には国のほうでも、新たな就学奨励金などの動きもあるやに聞いております。そうした国の動向も注視しながら考えたいと思います。

小越委員　　いつも国のことばかり言うけど、山梨県教育委員会として子供たちの経済的な問題をどう考えているんですか。この1億5,000万円は、授業料が無料になった場合、浮くわけですよ。そして、みどり奨学金だって1億5,000万円の基金が残っているわけです。いっぱいお金はあるけど借りる人がいない。返さなければいけないから申請が少ない。だったら、今困っている子供たちに、給付型でも、通学費の補助だけでもしようという県としての、教育委員会としての考え方はないんですか、教育長。

松土教育長　　給付型というものと、貸与というものでは、ことし1年、また、来年1年という短期を見通した場合には余り差がないように感じるものでございますが、これから先の景気の低迷がどのくらいかという予測がつかないところで、そのところを短期に決済してしまったときの次の原資まで考えてまいりますと、やっぱり給付型というのはなかなか踏み切れないところでございます。また、給付型とい

うことになって、現在、経済的に困窮であると多くの者が手を挙げたときに、どうにも立ち行きのならない者を救うような手だてを全く失ってしまう可能性も考えられるところでございます。

たくさんお金を残して、余裕を、という気持ちはございません。とにかく最大限、子供たちの就学の支援をしたいという気持ちについては、もちろん念頭に置いているところでございますので、現行の制度で多くの者にその制度の趣旨を伝え、支援をしてまいりたいと思います。

小越委員 　では、この1億5,297万円の授業料免除で今度無償になって浮いた分はどのようにお使いになるのですか。

奥田高校教育課長 　先ほども申し上げましたが、国の動きを見ながら検討してまいる予定でございます。

小越委員 　県教委として子供たちを温かく見ているのでしょうか。1億5,000万円残ったら、財政課に渡して全部残して、一般財源化してしまう。これは高校の子供たちのために使うべきです。通学費が大変な子供たちに、そして、今、部活がしたくてもお金がないからできない、子供たちのために使うことを考えるべきではないですか。学校の先生が子供たちのためにといて寄附をしたと、新聞に載っていました。1億5,000万円ですよ。このお金は経済困難の高校生にぜひ使うように、ぜひお願いしたいと思います。

(政務調査費に対する言及について)

2つ目に監査委員についてお伺いします。

監査委員の意見書の中ですけれども、確認なのですが、20年度から政務調査費の領収書添付が義務づけられました。今、包括外部監査が行われているんですけれども、この中にその政務調査費についてのくんだりがないのですけれども、それはなぜでしょうか。

成島監査委員事務局次長 　決算審査につきましては、定例監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて行っています。今年度の定例監査では、平成20年度の政務調査費について、議会事務局において作成された書類、支出負担行為伺い、支出命令書、戻入伺いについて監査いたしました。また、議員から提出された収支報告書については、予備監査当日に、議長の調査が終了し、金額が確定していた2点の関係書類について監査を行いました。監査を行った政務調査費についてはいずれも適正であり、決算審査意見書に特記すべき事項は認められませんでした。

小越委員 　少し聞きたいのですけれども、政務調査費で返還金があったはずですが、この返還金は決算書のどこに書いてあり、幾らあったのでしょうか。

成島監査委員事務局次長 　戻入ということで240万2,335円です。

小越委員 　決算書のどこに書いてあるのですか。

成島監査委員事務局次長 　執行部のつくった決算書です。

小越委員 　では、240万円が全部返還金ということで、たしか5月末までに出せなかった分もあったと思います。20年度の政務調査費の返還は240万円ということで、6月以降の分は、入っているのですか。たしか5月末までに終わらなかった

はずですけど。

秋山議会事務局次長 予算のほうは議会事務局でやっておりますが、御承知のとおり5月まで当該年度に入りますけれども、今回の場合は6月以降に返還金が入っておりますので、21年度の収入で処理するという形になります。

小越委員 この240万円は何ですか。

秋山議会事務局次長 それは数字上の返還金でございます。

小越委員 だから、私たちが言っている政務調査費で残った分を還したものは、今回の決算書には反映されておらず、来年度の分に戻入で入ってくるんですね。5月末で締め切りができなかったからということですね。

それで、先ほどの御答弁の中に適正に執行されているという答弁がありました。マスコミ紙上でもいろいろな指摘はあるのですが、そのようなことはなかった、監査委員とすれば、政務調査費は適正に執行されているという見解ですね。

成島監査委員事務局次長 監査を行った時点での政務調査費につきましては、その定義に基づいて適正に執行されております。

小越委員 そこはまた包括外部監査の結果を受けていろいろあるかもしれませんが、監査委員としてそれはチェックをしたということですね。そして、今回の20年決算には戻入分は入ってないと。

(不適正支出に対する審査結果等の記載について)

もう一つ、監査委員の意見書のところでお伺いします。

監査委員の意見書の最後の7ページのその他というところで、20年度を対象にした今年度の定例監査において、物品購入に係る事務が適正に行われているかを重点的に監査している。これまでのところ、物品購入代金の支出や物品購入時の検収に一部不適切な事務処理が確認されたので、適切な事務の執行に努められたいとあるのですが、これは具体的にどういうことでしょうか。どういうところで、何件、どのようなことがあったのか、幾らなのか。

成島監査委員事務局次長 平成20年度を対象とした今年度の定例監査において、重点事項として、物品購入等の契約、検収、支払い等が適切に行われているかについて監査しております。定例監査の重点事項の結果は、まだ途中でございます。結果につきましては、例年すべての所属の監査が終了し、取りまとめを行い、2月議会において報告することになっております。

小越委員 先日9月議会の山梨県公報によりますと、監査委員の監査対象期間である平成20年度に幾つかの部署におきまして、峡南地域県民センターの指摘事項、物品購入代金の支出について著しく不適切な事務処理があったと、ここは指摘になっております。

先日いただいたこの不適正支出のところに、その平成20年度の峡南地域県民センターは見当たらないのですけれども、この峡南地域県民センターの購入代金の著しく不適切な事務処理とは、これ、何ですか。

成島監査委員事務局次長 事務用品の二重払いということで不適正処理が行われております。

小越委員 二重払いとは、どういうことですか。この前の審査のときには、国補だけでしたから、国補以外にもあるのではないかと質問したのですが、それ以外はないのではないかとありました。この二重払いは、県の事業によって税金を使って2回払ったということですか。

成島監査委員事務局次長 業者から未払いの請求があり、書類を調べたけれども確認できなかったということで、改めて支払ってしまったということで二重払いが発生しております。

小越委員 それはこの1件だけですか。先日もお伺いしたのですが、今の話を聞きますと、国の補助事業だけではなく、ほかの事業にもこういうことが行われているのではないかと私は疑わざるを得ないです。今まさに二重払いがあったということはすべての項目についてチェックをするべきだと思うんですけど、今やっている最中だと言いましたが、このようなことがほかにもたくさんあるのでしょうか。

成島監査委員事務局次長 8月までの状況ですけれども、物品等の翌年度納入等のいわゆる不適正な事務処理ということで15件あります。二重払いにつきましては、これ1件ということでございます。

小越委員 税金を使っているのですから、県民に対して損害を与えるとか、戻したり、物を買っていないのにお金を払ったということはないですか。

成島監査委員事務局次長 それはございません。物品は検収され、納品されております。

小越委員 ここにも書いてあるけど、今も8月までで15件とありましたよね。まだあるのではないかと、ととても心配です。国の補助金は返さなければならぬからしっかりやるかもしれないけど、県のところは自分のものだから、後で払おうが先に払おうが、まあ、いいじゃないかという認識があるのではないのでしょうか。

成島監査委員事務局次長 その点につきまして、重点事項という形で今回監査を行っておりまして、調査をしているところでございます。

小越委員 それは早く明らかにしていただきたいと思います。検収、納付書の日付の問題も含めてですけど、国の補助事業だけではなく、全部の部署でやっているのではないかと疑わざるを得ないんですよ。そこには、やっぱり交付金を扱うときの姿勢を、皆さん異動しますから、各部でやっていたかもしれないと、疑わざるを得なくなってしまうんです。わざわざ監査委員の報告のところに指摘がありますので、これはしっかり厳格にやってもらいたいと思います。後で討論のときに述べたいと思います。

(決算特別委員会の位置づけについて)

最後に、先ほど決算委員会の位置づけについて途中までお伺いしたのですが、どうやら出納局だということで、お伺いしたいと思います。

先ほどもこのチャレンジ山梨行動計画にのっとって主要施策の成果説明書があるという話がありました。内田委員のほうからも私からも、ここに載っていない事業は決算の審議に当たらないのか、どうしてこれだけを選ぶのかという話がありました。そうしたら、知事政策局長は、効率的な審議をするため、議員の必要があれば資料を出しますとのこと。でも、これ以外のところに何が必要

なのかは、全部出てこないと明らかにならないと思います。

そして、日程上の時間的な制約もありませんと言いましたが、この決算審査資料をつくるまでの時間的な経過とスケジュールと、だれが責任を持ってやっているのかを教えてください。

山本出納局次長 先ほども申し上げましたけれども、会計管理者が決算調書として提出する書類は、総務省令で幾つか定められております。会計管理者が決算調書を調製して知事に提出し、知事が監査委員の意見を聞いて議会へ提出しています。成果説明書等も知事の事業を説明する資料ということで、先ほど知事政策局長のほうから何回かお答えした状況です。

なお、くどいようではありますが、会計管理者の職務として、各部局と相談しまして、うちのほうで歳入歳出決算の概要という冊子を補助資料としてお配りしております。ですから、今後、各部局とも相談しながら、各事業内容がこれでは不十分という御指摘でしたら、中身の記載については十分工夫をしていきたいと考えております。

中村会計管理者 先ほど決算の作成スケジュールの御質問がございましたけれども、地方自治法では、出納整理期間、これは4月から5月までの2カ月間で、出納整理期間終了後三月以内に決算を会計管理者が調製、簡単に言えば作成して、それを知事に提出するというようになっております。通常8月上旬あたりまでに知事に提出することになっております。

小越委員 そうすると、その8月上旬までに知事に提出したものを、監査委員が意見を付記するのはどこの段階なのでしょう。

成島監査委員事務局次長 9月9日に意見書を提出しております。

小越委員 先ほど歳入歳出概要のファイルがありましたけど、あのファイルが私どもに渡されたのは決算特別委員会の初日です。それも、中身を見ても数字が並んでいるだけで、このような成果説明書のたぐいではございませんでした。先ほどは、8月上旬に提出、9月9日に意見書が出ているとのことでしたが、監査委員の指摘は、この主要な成果報告書以外にも幾つかあります。そして、先ほども私が言いましたように、ここに載っていない部分は、これは報告してあげたほうがいいのではないかと、どこかの部や、課からサジェスションがあって、それを取り入れている、そういうルールはないのですか。

山本出納局次長 補完する資料という形で各部局から出していただいている概要をつけています。ですけれども、基本的な部分は自治法で定められて知事が作成することになっている主要成果説明書等ということで、それは知事政策局のほうで取りまとめております。ですから、出納局が、決算調書、事項別明細書、その他を補完する資料として各部局から取りまとめて出していただいている、今、ファイルで概要としてお配りしていますけど、その資料につきましては、今後、より効率的な検討ができるような形に工夫をしていきたいと考えております。

小越委員 そうしますと、やっぱり決算委員会の位置づけがどうなっているかが問われると思います。今、この中で委員からいろいろ質問がありました。この主要な成果説明書に書かれていないこともいっぱい質問しましたし、なぜここに書いてないかということもありました。それについては、今後どのように生かされるのですか。

か。この成果説明書についていいかどうか、よくやったというだけでいくと、やっぱり県政全体が見えないと思うのですが、この決算審議の中身がどのように今度生かされていくのですか。それはだれが責任を持って、どう生かされるのですか。

中村会計管理者 会計管理者が作成するのはあくまでも決算書でございます、地方自治法でその決算書が議会の決算認定の対象になります。そのほかに決算書の説明資料として、地方自治法の規定で、事項別明細書、それから、財産に関する調べ、実質収支に関する調べ、この3点を会計管理者はつくらなければならないことになっております。先ほど委員が言っております主要成果説明書は知事がつくるということですが、出納局としては、認定の対象になる決算書をつくる、それから、決算書の参考になる説明資料、事項別明細や財産に関する調べ、それから実質収支に関する調べ以外にも、もっと審議が効率的に図れるように、ということで各部に概要をつくっていただいで提出しているということでございます。

小越委員 ということは、各部任せで、各部からこれが説明資料でいいというものが出てくるということだと思います。だから、先ほど何度聞いても、この中に雇用の問題は一つも書いてないし、北口高度情報化のこともないし、そして、今、県民が知りたいことは、これ以外にはわからないんですよ。これでは決算の審議にならない。数字の足し算だけは、ここの決算書は合っているに決まっているんです。だけど、どんな事業が行われて、前年と比べてよかったのか悪かったのか、どういうところが悪かったのか、そして、その次どうしていくのかということがないと、これは何のための決算委員会の審議なのかがわからなくなってしまうと思うんです。

私は、必要な資料はすべて出すべきだと思います。この主要施策成果説明書だけではなく、どのような事業が行われ、どのような成果が得られ、悪かったことも含めてですよ、今後どうしようとしていくのか。たとえ厚かろうが薄かろうが、先ほどスケジュール的には8月上旬に提出されるということですから、今、11月で、十分間に合うと思います。それはほかの市町村でもやっているわけですから、県ができないわけがないんです。絶対この資料をもっと十分に提出することを求めていきたいと思います。

(監査委員の意見について)

内田委員 監査委員の意見書について、先ほど小越委員からも出たのだけれども、私はその他のところ、全体について。

いわゆる十数年前に問題が発覚をした、それ以来、物品購入等について適正に行われているか監査する必要がある、これはわかるんですね。その後、他県においてというこの部分は、たしか去年の知事のコメントがあった時期だから去年の10月とか12月の間だと思うけど、そのときに知事はそういうことをちょっとひらめかせたんですね。不適正支出があるかもしれないというような言い方をされたんです。

そこで、私は監査委員さんのこの書き方には非常に問題ありだと思う。他県では会計検査院が実施した国庫補助事業の事務費等の検査で物品購入にかかわる不適正な事務処理が多数指摘され、問題となっている。このことを踏まえ、20年度を対象とした、今年度の定例監査では、物品購入に係る事務が適切に行われているか、重点的に監査していると。監査したんですよ、したけれども、これは会計検査院から指摘されて、内部でやってみたら出てきたんでしょう。これは監査委員さんが指摘したのではないでしょう。この書き方、監査委員は人ごとの

ように書いているのだけれども、さっきの小越委員の質問の中であった、この一部不適切な事務処理というのは、たしか別のところのよね。二重請求があり、二重支払いをする、そういうことですよ。

そうすると、この間、問題になった部分については、山梨県の監査委員さんはわからなかったということなんでしょう。そういうことを言っているんですか。要するに、今の監査制度では、あれはわからないということなんですか。人ごとのように聞こえるのですが。

佐々木監査委員事務局長 国庫補助事業につきまして監査していただきました。この件につきましては、実を言いますと、会計検査院は県の資料と同時に業者の資料も集めて両方突き合わせたという中で見つかったというような部分がございます。私どもの監査は一般的には県の資料を監査して見ているということでございます。

それで、たまたま全国で12県ほどの監査を見ると同じような手法でやられたということがございまして、山梨県においてもこれは見るべきだろうということで、今年度から、サンプリングではございますけれども、事務費等、印刷業者に御協力をお願いしまして、帳簿等のコピーを出していただいて、県の資料と突き合わせをしたというものでございます。

内田委員 そうすると、今回のこの会計検査院の指摘がなければ、このまま来年も同じようなことをやっていったということだよね。我々の監査では、業者からの資料みたいなものは提供してもらっていないから、職員が意識してこういうことをやっていたらわからないということなんでしょう。これ、物すごい問題ではないですか。そういうことだよね。

佐々木監査委員事務局長 従来の監査では、そういう手続上のやり方でやっておりましてけれども、今回、こういう問題が起きましたので、ことしはこういう方法で両方から見ようということでございます。

ただ、従来の監査について申し上げますと、全部を見ることはできないということで、サンプリングで行っております。その中で効率的にやるということで、従来は県の帳票及びデータ等についてやってきたということでございます。

内田委員 だって、これは職員のほうが開き直っているみたいな感じが私はする。議会からも監査委員さんが2人出ていますよ。私はもともと議選の監査委員は反対なんだけれども、議会から2人出て、さらに代表監査委員さんがいて、例月監査というのをやって、定期にもやりますよね。そういうことでも出ないということなんだね。会計検査院から指摘されて初めて出てきたということなんですね。

佐々木監査委員事務局長 今回については会計検査院のことをもとに、私どもも調べたということでございます。また、他県の例を参考にしながら調べさせていただいたことでできたということもあります。ですけれども、今後はまた考えていかなければならないと思っています。

内田委員 考えていかなければならないことではなくて、もう、ここには火がついているんだよ。そんなことを言っている場合ではないと思う。これ、監査委員の意見をつけたのはいつですか、9月、8月ですか。

佐々木監査委員事務局長 8月の中旬にいただきまして、その間に調査しまして、監査委員協議会等でお諮りした上で、9月9日に知事に提出したものでございます。

内田委員　　そうしたらば、今後はこれ、やっぱりやるべきではないんですか。だって、またもとへ戻る可能性もある。これは、職員の意識の問題だと思うよ。新聞にそういうコメントがあったじゃないですか。たしか職員が国の制度が悪いというようなことを言ったコメントを出していたよね、おれたちは悪くないんだと。そうじゃないですか。

佐々木監査委員事務局長　　今後は、この事態がありましたものですから、執行部においても対応策を練られている、また、実施されているということも伺っておりますので、こうした対応策、また、会計検査院の結果を踏まえながら、適正な監査手法について事務局としても検討し、それを監査委員協議会に御提示して、指示を受けながらやっていきたいと考えます。

内田委員　　これ、私にもちょっとわからないです。委員長にも聞きたいのだけれども、この会議には、監査委員さんの出席は求められないのですか。事務局だけですか。

成島監査委員事務局次長　　議長からの出席要請が、監査委員事務局局長あてで来ております。

内田委員　　どういことですか、意味がわからない。

望月委員長　　内田委員、この委員会は前年度と同様の形でやるということで、ことしは呼ばないということです。

内田委員　　議選の委員さんが2人いるから、どういうふうにするのか、私の中でもわからない。だから、私は議選は反対なんですよ。自分たちが審議するとき、自分たちの仲間が監査しているということ自体が問題なんだよね。自分たちのことだから、政務調査費の監査もできないわけですよ。

そこで、次年度からはぜひ代表監査委員さんが出席するようにしてください。そうしないと、本会議では確かに代表監査委員は出てきているから質問戦でやれるけれども、委員会の突っ込んだ話ができない。事務局としかできない。これ、非常に不合理だと思います。

だから、これは委員長への要望ですが、もうちょっと締めてかかってください。私にはどうも人ごとみたいな感じがしてしょうがないんだよね。要するに、預けとか、前にやったのがありますよね。問題になったときがあったでしょう。空出張とかというものがなければいいんだという意識が、どうも職員の中にあるような気がする。あるような気がするということは、あの当時の職員もいっぱいいるからということなんですよ。

そういう意味で、一番の根本というのはやっぱり職員の意識を変えていくということなんだよね。そうしないと、また同じ事態が出てくると私は思う。だから、ぜひ今の部分でちゃんと締めてかかってもらいたい。

佐々木監査委員事務局長　　今のお話でございますけれども、確かに職員の中にそういう気持ちがあったかもしれません。ですけれども、私どもとしましては、国費、県費問わず、支出の面という目で適正に審査していきたいということで、サンプリングをしておりますので、そういう意味で足らなかったというか、突っ込みが少なかったという部分はあるかと思っておりますけれども、交付金を使う、そして、県民の税金を使っているという意味で、制度に従った監査をしなければいけないし、また、しっかりした使用をしていただくような監査をしていきたいと考えております。

※認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討 論

小越委員

一般会計、特別会計に反対討論を行います。

20年度は横内県政2年目に当たり、横内知事の政策が本格実施された年です。知事は、産業経済を活性化させ、税収をふやし、その結果として福祉や暮らしがよくなるを掲げてきたため、誘致企業には税金を投入しながら、経済危機とともに県民生活は急激に悪化していったにもかかわらず、それに対しての手だてをほとんどとろうとしませんでした。県民生活の暮らしと福祉を守るのが自治体第一の使命であるにもかかわらず、山梨県政は企業重視だったと思います。

以下、主な理由を述べます。

1、製造業以外の業種にも産業助成金を出し、情報産業3社に6,168万円出したものの、雇用はわずか20人。これまでの産業集積助成金の企業では、非正規切り、正社員の首切りが行われているのに、県として実態把握もせず、指導もせず、事前協議もなされませんでした。企業の設備投資に税金を出しているようなものであり、雇用拡大にはつながらず、雇用悪化しても企業には何も言わない県の姿勢は厳しく問われます。

2、7月のパイオニアの徹底を初め、アメリカの金融危機、全国での派遣労働者の解雇、給料カット、県内では全国以上に厳しい状況になっていたにもかかわらず、年末にようやく雇用対策本部をつくり、後手後手になったと言わざるを得ません。非正規から正規へと県として努力するという予算特別委員会での知事の発言は何ら実施されず、決算書に雇用問題について記述さえしない。昨年度最も大きな社会問題だった雇用対策、失業対策について、危機感が非常に欠如している。

3、貧困と格差が拡大したまま収入の激減によって貧困がさらに拡大しました。高校授業料免除者は過去最高になったのに奨学金受給者はふえず、県の奨学金を廃止し、授業料を滞納すると退学させる要綱をつくるなど、子供の貧困をさらに拡大させる動きでした。

4、失業者の増大に合わせてセーフティーネットを機能させなくてはならないのに、生活保護の申請は受け付けずに水際作戦で追い返す例が後を絶たない。県の実態把握をせず、国民健康保険税が払えず、保険証を取り上げられているのに何の手だても打っておりません。

5、地方税滞納整理推進機構、差し押さえありきの方針をつくり、給与、年金さえも差し押さえをし、生活そのものを破壊させることに、県民生活を守るといふ県政は合っていません。許されないものがあります。

6、産業政策は大型公共事業を推進する一方、中小零細建設業者への支援策は経済状況の問題ではないと担当者が答弁するなど、中小業者、とりわけ零細業者への支援策はほとんどありません。農家経営も、農業予算70%が公共事業に回され、農家の直接の支援はわずかでありました。

7、開かれた県政どころか、クイックアンサーの件数は前年度の半分になり、ひざづめ談議は県が選んだ人しか参加できず、県民の声を聞こうという姿勢がありません。お金がない、前例がない、制度がない、こういう事なかれ主義を脱却すると、平成20年度、知事の所信表明がありました。決算委員会の審議からも深刻な県民生活に思いを寄せるという姿勢がなく、担当外、把握していない、市町村業務と県民生活に責任を負っていく姿勢がうかがえません。県職員の深刻な超過勤務に対して、8.5時間の平均残業時間など、だれが納得するのでしょうか。県職員を減らし、非正規労働者を拡大させ、県みずからが県民サービスを後

退させ、ワーキングプアをつくり出しています。

また、会計検査院から指摘された不適正支出はそのまま決算書にあり、本来、国に返還すべきものが返還されなかったことは違法と言えます。国の補助事業だけではなく、先ほどもありました県事業についても、平成20年度、不適正支出がありました。そのことが決算書には書かれず、長年の県庁の体質、姿勢がこのことにあらわれています。加算金が課されるこの補助金返還は、長年の県庁の体質、姿勢が行ったものであり、税金で埋めるべきではありません。

最後に、決算資料が不十分であり、チャレンジ山梨行動計画になれば報告書にはないというのでは資料が不十分であります。県民にわかりやすく、県民に公開される決算審議であることを望む。

以上で反対討論とします。

採 決 起立採決の結果、認定すべきものと決定した。

動 議

皆川委員 決算が認定されたわけですけれども、今回、国庫補助金等の事務費の不適正処理の件で、新たな県民負担が生じたこととなります。したがって、これはまことに遺憾なことでありますので、当委員会として附帯決議をなすべきものと考えます。この件につきまして、動議を提出いたします。委員長、お諮りください。

※ 委員会報告書に附帯決議を付する動議の件

採 決 全会一致で可決すべきものと決定した。

(休 憩)

※ 附帯決議の件

意 見 なし

採 決 全会一致で原案のとおり付すべきものと決定した。

※認第2号 平成20年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討 論

小越委員 県立病院を独立行政法人に移行させる補正予算が組まれているこの議案に対して反対です。

独立行政法人への移行は県債残高を減らす目的とされ、行政改革大綱に、新たな経営形態導入し、コスト管理型経営を確立すると記載されたとおり、経営効率から進められてきました。1床7,000万円の多額の建設についての反省も教訓もなく、時の為政者の判断となれば、特別委員会で指摘されてきた多額の累積赤字、減価償却の責任はどうなるのでしょうか。

この間も、単身者住宅について、近くにアパートがあるにもかかわらず、1坪90万円で建設されるなど、全く反省がありません。審議の中で、風邪ぐらいではかかっては困る、高度で特殊な医療と述べていたように、コスト管理型の経営

が図られる独立行政法人では不採算医療は後回しにされ、もうかる医療に重点化されるのは明らかです。体力のあるうちに経営形態を見直すと再三言いながらも、独立行政法人の会計基準の変更によって、累積赤字が問題になっていたこと、減価償却の問題に関する説明では、この間の論議は何であったのか。経営問題からも独立行政法人化を進める理由はありません。

県民の医療を守る県立病院が効率優先となることに道を踏み出した決算には承認できません。

以上です。

採 決

起立採決の結果、認定すべきものと決定した。

その他

・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任することとされた。

以 上

決算特別委員長 望月 清賢